

官報

号外 昭和三十三年二月六日

○第四十回衆議院會議録第九号

昭和三十三年二月六日(火曜日)

議事日程 第八号

昭和三十三年二月六日

午後二時開議

一 所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

二 新産業都市建設促進法案(内閣提出)の趣旨説明

三 日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件の趣旨説明

四 特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件の趣旨説明
五 行政事件訴訟法案(内閣提出)の趣旨説明

○本日の會議に付した案件

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び地方税法の一部

を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

新産業都市建設促進法案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件の趣旨説明及び質疑

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件の趣旨説明及び質疑

行政事件訴訟法案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後二時八分開議

○議長(清瀬一郎君) これより會議を開きます。

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(清瀬一郎君) 議院運営委員会の決定により、内閣提出、所得税法の一部を改正する法律案及び地方税法の一部を改正する法律案の趣旨の説明を順次求めます。大蔵大臣水田三喜男君。

〔内閣提出、水田三喜男君登壇〕
○国務大臣(水田三喜男君) 所得税法の一部を改正する法律案につきましては、その趣旨を御説明申し上げます。御承知のように、政府は国民の税負担の現状に顧みまして、昭和三十六年度の税制改正に引き続く税制の体系的整備の一環として、昭和三十三年年度において中小所得者の負担の軽減を主眼とする間接税及び所得税の減税と、国、地方団体を通ずる税源配分の適正化を中心に、国税において平年度千二

百億円の減税を行なうこととし、今国会におきまして、これら税制の整備のための関係法律案を提出する準備を進めて参りましたが、さきに提出し、委員会に付託されました通行税法の一部を改正する法律案外二法律案に引き続き、ここにこの法律案につきまして御審議を願う運びになったものでございます。

この法律案の概要について御説明いたします。

まず第一は、中小所得者を中心とする税負担の軽減合理化をはかることとしたことであります。すなわち、基礎控除及び配偶者控除を現在の九万円から十万円に引き上げるとともに、青色申告者の事業専従者について十二万円の控除限度が認められる年令区分を、現在の二十五才から二十才に引き下げております。

また、税率につきましても、課税所得百八十万円以下の階層に適用される税率の緩和をはかるとともに、国と地方団体との間の税源配分の適正化をはかる等の見地から、所得税の収入の一部を道府県民税の収入として移譲することとし、道府県民税の所得割の税率を、課税所得百五十万円以下二%、百五十万円超四%の標準税率に改めることにいたしました。この場合、所得税及び道府県民税を総合した負担が軽減されるように、さきに申し上げました所得税の税率緩和のほか、所得税の税率においては、現在課税所得十万円以下の金額について適用される税率は一〇%となっており、これを八%に引き下げる等、所要の調整を行なうとともに、道府県民税においては、昭和三十六年度の所得税と昭和三十三年分の個人の道府県民税との間における所得控除等の額の相違分については、特別の税額控除を行なう等必要な調整措置を講ずることとしております。

以上申し上げました控除及び税率の改正により、夫婦及び子供三人計五人の家族の場合を例にとりますと、所得税を課されない限度は、給与所得者につきましては、現在の約三十九万円から四十一万円に、青色申告者である事業所得者につきましては、現在の約三十七万円から三十九万円に引き上げられるとともに、中小所得者の負担は、所得税、道府県民税を通じて相当程度軽減されることとなります。

第二に、中小所得者の生活の安定と貯蓄の増進をはかる見地から、生命保険料控除の対象となる生命保険料の限度額を現在の三万円から五万円に引き上げるほか、退職年金については、法人税法の整備と相俟って、所得税においては、企業が従業員のために拠出した掛金に対する課税の繰り延べを行ない、年金受給時に給与所得として課税する等所要の整備を行なうとともに、最近における生活水準の向上、消費支

昭和三十七年二月六日 衆議院會議録第九号 地方税法の一部を改正する法律案についての安井國務大臣の趣旨説明 所得税法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明 一〇八

出金額の増加等を考慮して寡婦、老年者等に対する税額控除を現在の五千円から六千円に引き上げることとしたしております。

さらに、寄付金控除制度を創設し、教育または科学の振興等のための寄付金について一定の金額を税額から控除すること、文化功勞者年金を非課税とすること、昭和二十八年一月一日前から引き続き所有していた資産の譲渡所得及び山林所得の計算上控除する取得価額を、原則として同日現在の相続税評価額によるものとするとともに、資産再評価法による再評価の制度及び再評価税の課税は廃止し、また、個人間の資産の贈与等の場合で譲渡等に関する明細書等の提出があったときは、その贈与等の際には譲渡所得課税を行わず、事業用の固定資産等について生じた損失は、原則として事業所得等の計算上の必要経費とするとともに、その損失が災害による場合は被災事業用資産の損失として三年間の繰り越し控除を行なうこと、生活に通常必要でない資産について生じた災害損失は、雑損控除の対象から除外して災害を受けた年及びその翌年の譲渡所得計算上の損失とすること等税制の整備合理化をはかることとしております。

第三に、非居住者等の課税につきまして、わが国の締結した租税条約との調整等をはかりながら、非居住者がわが国で事業を行なう場合における事業

所得の課税の要件を明らかにすること、わが国に事業を有しない非居住者の資産の譲渡による所得の課税について不動産、企業支配的な株式の譲渡その他重要な資産の譲渡について課税するようその対象を列挙する等の措置を講ずる等所要の規定の整備を行なっております。

以上、この法律案の趣旨につきまして御説明申し上げた次第でございます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 自治大臣安井謙

○國務大臣(安井謙君) 地方税法の一部を改正する法律案について、その提案理由と要旨を御説明申し上げます。

地方税制につきましては、累次における改正により住民の税負担の軽減合理化を行なつて参つたのであります。が、最近の経済発展に伴い、国民所得の水準も向上し、地方税においても、自然増収が相当見込まれることとなつたことにもかんがみ、さらに、その軽減合理化をはかることが適切であると存するのであります。

ただ、地方財政は、経済の好況と財政健全化措置と相対して逐次好転して参つてはおりますものの、地方行政水準はなお低く、これをすみやかに引き上げていく必要もまた大きいのであります。従いまして、地方税制について

は、このような地方財政の実態を考慮しつつ、住民負担の軽減合理化を実現するとともに、地方財政の自主性と健全性をさらに進めるために、税源配分及び税源帰属の適正化について所要の改正を行なうこととしたのであります。

これが、この法律案を提案するに至つた理由であります。

なお、今回の改正による減税規模は、平年度四百二十二億円、初年度二百七十三億円でありましたが、あわせて国と地方団体との間に税源配分の適正化措置を講ずることとしたので、地方独立財源が充実し、平年度百五億円、初年度八十二億円の増収となり、差し引き平年度において減収額三百七十七億円、初年度において減収額百九十一億円であります。

以下、法律案の概略について御説明いたします。

その第一は、大衆負担、中小企業者の負担の軽減合理化をはかるために地方税の減税を行なうことであります。すなわち、個人の市町村民税についてその税率の緩和をはかることを初めとして、事業税、料理飲食等消費税、電気ガス税、鉱産税等につき、その税率の引き下げないし負担の軽減をはかることとしております。

第二は、税源配分及び税源帰属の適正化についてであります。別途所得税法の改正により、所得税と道府県民税

の総合負担を軽減する方向で、所得税の収入の一部を道府県民税の収入として移譲を受け、道府県民税の所得割の税率を改正することとしたしております。なお、これと並行して、たばこ消費税の税率を二%引き上げ、その課税標準を合理化するとともに、法人事業税における分割基準を改善し、もつて地方団体間の税源帰属の適正化をはかることとし、あわせて入場税の地方譲与の制度を廃止することとしたしております。

第三は、税負担の均衡化の推進等税制の合理化をはかることでありまして、住民税、事業税、不動産取得税、娯楽施設利用税、自動車税、固定資産税、電気ガス税、国民健康保険税等につき、その非課税の範囲、課税標準、税率等の合理化をはかることとしております。

第四は、固定資産評価制度の改正の準備措置を行なうことでありまして、そのために、中央及び道府県に固定資産評価審査会を設置する等所要の改正を行なうこととしております。以上が地方税法の一部を改正する法律案の提案理由及び要旨でございます。

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(清瀬一郎君) ただいまの法案趣旨の説明に對しまして、質疑の通告がありますから、順次これを許します。前田義雄君。

〔前田義雄君登壇〕

○前田義雄君 私は、ただいま趣旨説明のありました所得税法の一部を改正する法律案及び地方税法の一部を改正する法律案につきまして、自由民主党を代表いたしまして、これに対する政府の考え方について質問をいたしたいと存するものであります。

これらの法律案は、地方財政にとりまして、重要な意義を持つものであると考えられるのであります。すなわち、地方財政は、よりやく過去の不健全性から脱却して、自主的かつ健全な運営ができるようになってきつたものであるが、しかしながら、今なお地方団体の行政水準はきわめて低く、地方団体が国民から負担されている責務を遂行するためには、地方財源の充実、強化をはかる必要が大であることと存するのであります。(拍手)このときにあたり、政府が税制調査会の答申を尊重して、国、地方を通ずる税源配分の適正化を断行されようとしていることは、国民の要請にこたえたものであり、まことに時宜を得たものとして賛成の意を表せざるを得ない次第であります。

さらに、国民の租税負担の現況を見ますと、国税、地方税を通じての負

担はかなり高いものがあるので、国税と相並んで地方税の軽減、合理化をはかる必要が大であると考えられ、これを実現することは国民的な当然の要望であるのであります。しかしながら、三千有余に上る地方団体の財政の実情に適合した税制の改善をはかることは、まことに言うはやすく、行なうはかたいものがあると考えられます。今回提案されました法律案は、政府においてこの点にも十分な配慮を払われた上、提案をされたものと存するのであります。私は以下次の諸点についてお尋ねをし、政府の率直、明快なお答えを得たいと存するのであります。

第一に、今回の改正案の基本的考え方についてお尋ねをいたしたいのであります。

先ほど述べましたように、地方財源の充実、強化は、わが国の地方自治発展の基礎的要件をなすものとして、ぜひとも実現しなければならぬ問題であります。これと同時に、国民の租税負担の軽減、合理化をはかる必要も大であるというところは、言うまでもありません。この二つの要請を、同時に矛盾することなく実現するためには、どうしても国から地方団体に対して財源を移譲することにより、地方財政の充実、強化をはかりながら、地方税の減税をはからなければならぬと考えます。この点について、政府はどのよう

か、自治大臣及び大蔵大臣の御所見を承りたいのであります。

第二に、税源配分の適正化についてお尋ねをいたします。

提案説明によりますと、国、地方を通ずる税源配分の適正化の措置として、所得税の一部を都道府県に移譲し、道府県民税の所得割の税率を改正するものと説明されておりますが、所得税の改正と道府県民税の税率の改正との間にどのような関係があるのか、この改正によつて地方財政はどの程度改善されるのか、さらにこれと関連して、この改正によつて国民の税負担はどのように変わつて参るのか、また国民の総合税負担が、この改正によつて重くならないという保障があるのか、これらの諸点について、明確なる説明をお願いいたしますとともに、なお一部の市町村にあっては、この改正案によつて、事務の負担が過重になるといふ声が相当大きいようでありますが、政府はこの点についてどのような措置を講じようとしているのか、これらの点について自治大臣の御所見をお伺いいたしたいのであります。

第三に、税源配分の適正化についてお伺いいたしたい。

三千有余に上る地方団体の財政状況は、一様一例ではなく、現行地方税制のもとにおいても、財源の偏在状況は、必ずしも各地方団体の財政上の必要に適合しているとは認められないのであります。従つて、地方自治の観点からすれば、でき得る限り普遍性のある税源を地方団体に付与することにも、地方団体間における税源偏在の適正化をはかる必要があると考えます。

政府は、この点についてどのような措置を講じようとしているのか、これまた自治大臣のお考えをお伺いいたしたいのであります。

第四に、地方減税の基本方針について承りたいのであります。

提案説明によりますと、今回の地方税の減税は、大衆負担及び中小企業者の負担の軽減、合理化のために行なうものとされておられ、なお、改正法律案の要綱を見ますと、零細な負担を排除するためかなりきめこまかい配慮が行なわれておられるように見受けられるのであります。一体この改正案によつて低額所得者、中小企業者、農民等いわゆる租税力の低い納税者の地方税負担は、どのように軽減されるのでございましょうか、その大よその見通しについて政府の所見を承りたいのでございします。

第五に、今回の改正案の地方財政に及ぼす影響について承りたいのであります。

今回の改正案による地方税の減税額は、平年度四百二十二億円、初年度二百七十三億円という多額に上つておるのであります。税源配分の適正化により、自主財源の増強がはかれるこ

とを考慮に入れますと、地方財政に及ぼす影響は、全体としてそれほど大きくはないと認められます。しかしながら、最近の経済情勢からいいますと、今後の地方税の自然増収にあまり多くの期待がかけられないとすれば、地方財政の運営上それ相応の注意を払ふ必要が生ずるものと考えられるのであります。そこで、明年度以降の地方財政の動向、及び今回の改正案が地方財政に及ぼす影響等について、政府はどのようにお考えになつておられるのか、明確な御所見を承りたいのであります。

なお、弱小市町村が税制改正によりこうむる影響についての財政措置についても、あわせて自治大臣から御方針をお伺いいたしたいのであります。

最後に、税源配分に関する根本問題の検討についての所見を承りたいのでございします。

今回の改正案により、地方財政の自主性、健全性が一段と向上することは疑いないところであります。方向としては大いに賛意を表するものであります。しかしながら、わが国における社会経済の実情に即応して地方自治を推進していくためには、いまだ多く検討すべき諸問題が残されていると考えられるのであります。すなわち、

国、地方を通ずる行政事務の再配分、経費の負担区分の明確化、税外負担の解消、国庫補助負担金制度の合理化等の根本問題について検討を加えながら、税源配分の適正化について、引き続き検討を加える必要があると思つております。政府は、すでに地方制度調査会、税制調査会等の審議機関に諮問し、今回新たに行政審議会及び補助金等適正化審議会を設置するよう

に聞き及んでおられるのであります。なお、地方税、地方財政に関する制度の改革を検討するにあたっては、地方自治の本旨を達成することを根本的に忘れてはならないと存じます。政府においては、今後これらの諮問機関をいかに有効に活用し、所期の目的を達成せんとせらるるおつもりであるのか、この点について国民の前に直明快に、総理大臣から所信を明らかにしていただくたいと存するのであります。

以上をもつて、政府の趣旨説明に対する私の質問を終えることにいたしましたと存じます。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇〕

○国務大臣(池田勇人君) 中央と地方の行政のあり方、財源の配分につきましては、われわれは以前より非常な関心を持つて参つておるのであります。地方財政は最近非常によくなりまして、しかし、まだ十分ではございません。今回の税制改正によりまして、地方財源の拡充強化が来たされるものとわれわれ期待いたしております。今後中央、地方のあり方につきまして、すなわち行政のあり方、機構等につきま

昭和三十一年二月六日 衆議院會議録第九号

所得税法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する前田義雄君の質疑 所得税法の一部を改正する法律案外

一一〇

しては、お話のように行政審議会その他各種の機関を通じて、地方自治の本旨を達成するよう努力して参りたいと思ひます。(拍手)

〔国務大臣水田三喜男君登壇〕

○国務大臣(水田三喜男君) 今度の税制によって、地方税との関係から見て国民負担はふえないかというお話でございましたが、所得税と府県民税を通じて計算いたしますと、低所得層において、平年度、私どもの計算では、明らかに五百億円以上の税負担減になるという事になっておりますので、国民負担がふえるという事はございません。

それから、税源配分の適正化の問題でございましたが、税源配分を適正にするという事は、これは税制だけではできない問題でございます。御指摘のように、行政事務をどう配分するか、国と地方の経費の負担区分をどういふふうに定めるか、国の補助金、負担金が今年度六千億円以上に及んでいますが、この金額はすでに交付金よりも多いということになっておりますので、この交付金制度と国の補助金制度をどういふふうに調整するかという問題も起こりますので、こういう問題を解決しないと、国と地方との税源配分というものを適正にすることはできません。従って、そういう意味から、今度内閣にこういう行政審議会及び補助金等の審議会を作ることになりました

ので、こういう機関を通じて、さらに従来からのこの問題をやっております税制調査会、各調査会が連絡して、この問題を解決するような方向にいききたいと私どもは考えております。(拍手)

〔国務大臣安井謙君登壇〕

○国務大臣(安井謙君) 地方財政を強化いたしますためには、どうしても固有の地方財源をふやすということが第一であると思ひます。今度の税制改正にも、先ほどお話のありました通り、所得税の一部を都道府県の住民税に移しかえるという操作をいたしたわけでありまして、これにつきまして、初年度が約百八十一億、平年度百九十八億程度の増収が見込まれるわけであり

ます。なお、この移しかえによりまして住民税率が高くなるから、下層階級で負担の重くなる人はないか、こういうお問い合わせがございますが、現在所得税と住民税とは税率の基準を切っておりますために、そういう御懸念もあらうかと思ひますが、これは現在所得税を納めてない人で住民税を納める人にはこれが増額にならないような措置をはつきりとることになっております。

なお、国と地方団体間の税の配分は、そのほかにたばこの消費税を二%移しかえるという問題でございますが、さらに、地方団体同士の財源の適正化という問題につきましても、今回このたばこの税率の移しかえを機会

に、従来、従価制、すなわち価格制によつて配分しておりましたたばこの消費税を従量制に移しかえまして、地方団体に非常に有利なような配分をすることになっております。

なお、分割事業税の配分につきましても、大都市における配分額を少なくして地方へ移すようにいたしております。また、今度の県民税率の改正につきましても、地方の県に有利な配分になるような計画にしておるわけでございます。

この点を数字的に申し上げますと、初年度におきまして減税総額は二百七十三億、平年度四百二十二億に對しまして、この県民税率の改正によりまして、初年度百八十一億、平年度百九十八億、たばこ消費税の引き上げによりまして、初年度七十一億、平年度七十七億、さらに、入場譲手税の廃止がマイナス百七十億、初年度、平年度同様でございまして、差引、初年度が八十二億、平年度百五億円の増収ということに相なっております。なお、これだけじゃ足りませんので、全体の財政強化のためには、地方交付税の税率の引き上げ等も今回実施を見る予定になっております。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 太田一夫君。

〔太田一夫君登壇〕

○太田一夫君 私は、ここに日本社会党を代表いたしましたして、ただいま趣旨

説明のありました所得税法の一部を改正する法律案及び地方税法の一部を改正する法律案に對しまして、内閣総理大臣、大蔵大臣及び自治大臣に對しまして御質問をいたします。

まず第一に、総理は、国民所得に對する税負担の割合を、いかなる程度をもつて妥当と考えられますのか、お尋ねをいたしたいと思ひます。

欧米諸国と比較しまして格段に低いわが国の国民所得を考えますと、本年度、国税において五千億円、地方税において二千億円の自然増収が予測されまことにかわらず、その減税は、国税千六百四十億円、地方税三百十六億円でありまして、増収分に比し、わずかに二%にしかすぎないのであります。今回の減税は、過去十年間の実績減税率二五%をも大きく下回るのであります。物価騰貴、家計費増大の陰に苦しむ国民生活の実情に目をおおつた昭和三十一年度の超大型予算の犠牲に供されたものというべきであります。

(拍手)

税制調査会すら、今次の答申において、各税を通じて、わが国の税負担は、戦前及び諸外国の税負担に比較して、なお相当に重いといつております。その実情をくみ取らず、政府は、自然増収という増税によつて景気調整を行なわんとするがごとくでありまして、まことに遺憾千万といわざるを得ません。国民生活の安定向上と国民経

済の発展のために、租税負担率を高めることなく、常に大幅減税を断行し、予算規模を縮小して、およそ二〇%の税負担率をもつて押さへるべきであると思ひが、お考えのほどを伺いたしたのであります。(拍手)

第二に、地方財政確立の根本方針について、大蔵大臣並びに自治大臣はいかなる具体案をお持ちであるか、お伺いをいたしたい。

政府は、国と地方団体間の税源配分の適正化をはかるとの名のもとに、所得税のほんの一部の二百億足らずを道府県民税に移譲することであるが、これをもつて地方の自主財源がいかに充実するかと考えになったのであるか。今回の税制の改正は、百九十八億円の所得税を県民税に移し、たばこ消費税を一%ずつ、七十六億円を増額し、そのかわりに、入場譲手税百七十億円を全額取り上げてしまひ、地方税全体から見れば三百十六億円の減収としたものであつて、自主財源の強化など、思ひも寄らぬ結果となつておるのであります。

政府は、言葉では地方自治の確立、地方財政の強化をうたつていますが、実行されるものがあるまい。今日、なお財政再建団体として赤字克服にあえいでいる地方団体は十九府県、百五十九市、三百三十三町村の多数に上つております。再建団体ならずとも、人件費を切り詰め、物件費を削り、建設

的公共事業費をも極力圧縮し、学校、道路、橋梁等の施設の補修改善を放置して、ようやくつじつまを合わせているのであります。地方団体の職員の手給手は、国家公務員のそれよりも低く、行政水準の引き上げどころか、引き下げのやむなき状態にあり、はなはだしきは公共事業費補助金返上論さえ生じている実情にあるのであります。(拍手)しかも、国家の経済基盤強化のために、公共投資計画に必死になつて協力している実情にかんがみずならば、自然増収があるだろうとか、受益者負担金を取つたらどうかなどの無施策に頼らず、また、地方交付税、たばこ消費税の出し惜しみなどせず、この際それぞれ三〇％に引き上げ、懸案の消防施設税を創設し、起債の自由化を実現する等の積極策を打ち出すとともに、入場譲与税の取り上げ等の無謀な方針は、この際中止さるべきであると思ひますが、お考えはいかがでありますか。

第三に総理にお尋ねしたいことは、予算と地方財政計画との関連であります。すでに予算審議はその総括質問を終わつたというのに、地方財政計画はよりやく本日委員会に提出されたばかりでございます。国と地方と表裏一体をなす地方財政の軽視、まことに大なるものがあると思ふべきであります。それもいかなる理由と見地によつてかかる取り扱いをいたされるのであります。か、伺いたないのであります。(拍手)国の予算は、表面上まことに大規模であります。実質的には地方予算こそさらに大きいのであります。昭和三十六年度国の実質租税収入配分金額は九千七百八十一億円、これに對して地方は一兆六千四百七億円、すなわち税金は、国が七割、地方が三割を徴収しますが、その使用は、地方団体が六割、国は四割となるのであります。地方財政こそ真の日本の財政の眼目であると申すべきであります。もちろん、国の予算のきまり方によつて地方財政も定まることではあります。地方の予算を軽くとは申しませんが、地方自治団体の予算、財政をいかにするかを念頭に置かずして、一方的な補助金、負担金、交付金をきめるといふ態度は、本末を誤つた考え方と申さねばなりません。何ゆゑに予算案と同時に地方財政計画を出しにならないか、その理由を承りたいのであります。

第四に、所得税の減税とその一部を県民税に移譲し、県民税の徴収方法を改善して、二段階比例税率とされたことに關して、総理、大蔵大臣並びに自治大臣に承りたい。

このたび政府は所得税の減税をしごく小幅に実施されようとしています。千七百四十三億円の自然増収分をまるまる減税すべしとは申しませんが、わずかに五百十三億円、五人家族で給与者年収四十一万円、事業者三十一万円までを非課税としたことも小幅に過ぎません。税制調査会の答申を待つまでもなく、今日の物価高と重税にあぐら国民のために、生活費には課税をしないという原則に立ち、五人家族年収五十万円、事業者にあつては四十五万円までは当然に非課税とすべきだと考えますが、いかがでございますか。

また、所得税の一部が県民税に移され、二段階比例税率の課税方式を採用されることは重大であります。所得税は応能主義により、住民税は負担分任の精神によつて賦課されて参りました。特に零細な所得者にまで住民税は遠慮なく重くかかり、その負担のされ方はまさに逆進的であつて、現状においてさへ大衆課税の非難を受けていたのであります。しかるに、今回の改正によると、県民税は悪平等に二％を賦課されることになり、逆進性をますます強化されたのであります。すなわち、所得税の地方住民税への移譲を契機として、上に軽く下に重い、低額、零細所得者にとってはまさに苛政、重課重税政策が開始されたものと見なければならず、地方住民大衆の嘆きのほどと思ひやられるのでございます。政府は何ゆゑに減税精神を忘れ、改むべきでもない累進課税方式を捨て去られたのであります。総理の明快なるお答えをいただきたい。

(拍手)また、県民税を比例税率によつて増収をはからせるよりも、交付税、譲与税の増額と傾斜配分によることこそ、財源強化並びに地域間不均衡の是正になるのではないかと考えますが、この点について大蔵大臣及び自治大臣のお考えを承りたいのであります。

なお、県民税を二段階比例税率によつて徴収するにたしますと、市町村の県民税徴収についての費用ははなはだしく大となり、その負担にたえがなくなるものと思われませんが、この点について、市町村に犠牲を負わせることは絶対にないか、自治大臣のお考えを承りたいのであります。

第五に、料理飲食等消費税について、自治大臣にお尋ねいたします。昨年は、外人観光客に対する料飲税、非課税制度をめぐりまして、地方税法、地方財政計画の策定がおくれたことは印象に新しいのでありますが、本年は料理飲食税の根幹である高級料亭、キャバレー等におけるぜいたくなる遊興飲食を大衆飲食と同一視し、大幅なる減税を行なうとのことであるが、不可解しごくであります。承るところによりますと、高級飲食に對する税金はなかなか徴税しがたく、収税率三〇％と評されていると聞きますが、公給領収書の軽税を改むことが先決でありますのに、にわかに高級飲食税大幅減税とは、まことにうなずけないのであります。いかなる理由によるものか承りたいと思ひます。

また、本年も外人旅客に對する宿泊税非課税を継続すべしとの論が主張されて、その勢力は内閣提出の地方税法の一部改正案を不満として、外客誘致臨時措置法案なるものを強引に制定せしめんとする動きをしているやに承りますが、本件は昨年限りで廃止されるものと決定してはいたはずであります。あわせて自治大臣の所信のほどをお聞かせいただきたいのであります。

第六に、鉱産税の軽減に關しまして自治大臣に伺ひます。財政力乏しい市町村におきましては、先年来、鉱産税の減収が財政力の極度の低下となつておそれ、反対の態度をとつて参つたのであります。このたび政府は、〇・八％軽減税率制定に踏み切られました。炭鉱界不況のもと失業対策、生活保護に莫大なる費用を必要とする産炭地、小市町村の財政に大いなる影響を及ぼさずにはおかぬのであります。もし確固たる財政対策のないままに減税を強行されるときは、住民の負担ますます過重に、行政水準いよいよ低下の一途をたどること必至であります。この際、政府は、困窮する産炭地等の市町村には臨時特別交付金を出し、または国庫負担金の増額を措置する等、即時適切な財政援助を

なすべきであると思いますが、御方針を承りたいのであります。

第七に、農地に対する固定資産税を軽減すべき御意思がありますかどうかについて、自治大臣にお尋ねをいたします。

農家所得と工業所得との不均衡は、つとに指摘されて参ったところであります。このたび政府は、固定資産評価審査会を中央、地方に設置する方針をおきめになりました。それは別として、農地田畑に対する固定資産税は、イギリスにならばこれを全廃することとなり、少なくとも田畑の価格が名目価格であることに照らし合わせ、三分の一程度の引き下げを行なうべきことが急務であると考えられますが、御方針はいかがでありますか。

申すまでもなく、評価がえを行なうことによつて農地の固定資産税の増徴をはからんとするときは、時代逆行もはなはだしいものであります。万一にもかかる施策を行なわれるとは思いませんが、自治大臣の考えを承りたいのであります。

次に、地方住民の税外負担をいかにすべきかについて、総理の御見解を承りたいと思います。

住民税は、収入少なき者にも、住民となるがゆえに、負担分任の名のもとに過重な負担を背負わされていきます。さらに、その上に、自発的という名前で道普請までやらされていきます。受益者

負担の名のもとに多くの寄付金を命ぜられております。今日これら寄付金、PTA会費、町内会費、部落協議費等の税外負担は七千億円に近く、一世帯当たり三千円をこえるときといわれているのであります。財政法その他関係諸法の抜本的改正を行ない、不当な住民負担を解消することは、まさに焦眉の急といふべきであります。

法治主義国家においては、国も地方団体も、法令に基づく公共的業務や事業に要する経費は、租税等、法令に定められた収入によつてまかなうことを求められているはずであります。国会においても、多額に上る住民の税外負担を解消し、公費をもつて支弁すべき経費に對しては財政措置をすること、という決議も行なっているものであります。

したが、いまだに土木、教育、消防、経済、産業関係に多額の税外負担を求められているのは、法律による行政の原則に反するものであつて、すみやかにこれを規制し、廃止し、かわるに財源を与え、もつて国民生活の向上をはかるべきであると考えますが、総理の御所信を承りたいのであります。(拍手)

最後に、国税通則法に關しまして大蔵大臣にお尋ねをいたします。政府は、燎原の火のごとき反対意見の燃え上かりを知りつつ、なお国税通則法制定の意図を固執しつつあるやに承りますが、徴税攻勢の強化と税務行政独裁化の危険性を持つといわれている法律

を何ゆゑにさほどまでこだわり、急がなければならぬのか、意図のほど疑いなきを得ないのであります。反対の声は、ただ個人市民、中小企業団体ばかりではない、専門家、学者の集まりである日本税法学会まで声を大にして反対を唱へ、慎重に検討されるよう要望しているものであります。租税正義に徹し、主権者国民のための税基本法たることをいねがう世論にこたえ、拙速主義を捨て、慎重に検討を重ねられることとし、無理やりに本国会に提出するがごとき暴挙は、この際慎まれるべきであると信じますが、大蔵大臣の御考えを承ることとしたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣(池田勇人君) 答へ申上げます。〕

御質問の第一点は、国民所得に對する税負担割合の問題でございます。この税負担の問題につきましては、全体の所得の量、また、一人当たりの所得の量、また、その所得の階級別等の調査をいたしまして適正を期せなければならぬことはもちろんでございますが、わが国の状態から申しまして、国土の保全を含みます公共投資、あるいは社会保障制度の拡充、文教の刷新等、いろいろ経費がかかるのでございまして、私は、こういう点を考えまして、従来減税をやつてきたのでございまして。昭和二十四年以来のわが

国の減税は一兆円をこえるような減税でございまして、各国にその例を見ない状態であるのであります。私は、減税につきましてはだれよりも努力して参つたのでございしますが、先ほど申し上げましたように、文教とか、あるいは社会保障制度の拡充、国土保全等、歳出面を考えまして、徐々に減税をやつていくべきだと考えております。しこりして、今、日本では、国民所得に對しまして二〇%、こういう説がございますが、これは、私はとらわれる必要はございません。二二%前後が今の状態では適當かと考えます。先進国のそれに比べますと、われわれは、相當低いと考えているのであります。

次に、予算と地方財政計画との問題でございますが、すでに御承知の通り、地方財政計画は、国の予算がきまりましてから後に計算する建前になつておるのであります。それが実情でございます。本年は予算の総括質問中に財政計画ができたということとは、従来よりもはるかに早いことであると私は考えておるのであります。

次に、府県民税の税率を累進税率から比例税率に改めた、これは改悪ではないかというお話でございますが、これは府県民税の負担分任の性質から申しまして、累進税率よりも比例税率の方がいいことは学者の定説であ

るのでございまして。私は進歩だと考えております。

次に、市町村の負担に属する経費を一般国民の拠出によるということはよくない、お話の通りでございます。従来、政府もこの点に意を用いておりまして、なおこういう弊害が行なわれておりますので、本年度からは特別に調査費を出しまして実情を調べ、今後そういうことのないように努力いたしておるのであります。

〔国務大臣(水田三喜男君) 答へ申上げます。〕

○国務大臣(水田三喜男君) 所得税の減税が幅が狭いという御意見でございますが、その通りでございます。これは、本年度の所得税の減税は、昭和三十六年度の減税と体系的に一体をなすものでございまして、この両年度の減税を見ましたら、所得税は千四百億円ぐらゐに上つております。今年は所得税を改正する方に重点を置いておりませんで、御承知のように、間接税に手を触れるという方針でございます。したが、先ほど御説明いたしましたように、所得税を一部地方に移譲するということから、さらに一步の所得税の減税をしない国民負担がふえるというふうな問題もございましたので、今年さらに五百十三億円の減税をしたということでございます。これは両年度にわたつて考えてみていただいたかと思ひます。先ほど提案理由を説明するときに、二万円ぐらゐの引き上げ

で——私も提案理由の説明を讀んでお
りまして、あまりいばれない気持を
持っておりましたが、今言いましたよ
うに、二年間を見ましたら、たとえ
ば、先ほどの標準家庭を見ますと、昭
和三十五年の三十二万円というもの
が今度四十一万円に上がっております
し、青色申告の事業所得者の例にとり
ますと、三十万円から三十九万円に引
き上げられておるといふうちに、二年
間の所得税の減税は非常に大幅なもの
になっておりますので、この点御承知
願いたいと思います。

それから、地方財源の問題でござい
ますが、先ほど申しましたように、税
だけではなかなか解決できません。で
すから、本年度は、収入の伸びが非常
に乏しい入場税と、収入の伸びの多い
税源との取りかえが行なわれたのでご
ざいますから、これによって地方財政
が相当強化すると思ひます。しかし、
お説のように、これだけでは不足でござ
いますので、財政面におきましては
補助金の傾斜配分という制度もとりま
したし、また、本年度は交付税率の引
き上げも行なつた次第でございます。
それから、国税通則法について税法
学会でも非常に反対があるというよう
なお話でしたが、この反対は全くござ
いません。と申しますのは、現行税法
が非常に複雑難解で、各税法ともそれ
ぞれ共通の手続でありながら、税法ご
とにこの手続が重複してみな入つてお

りますために非常に難解である、何と
かこれを整備して、わかりやすい税制
にしてくれないかというのが国民の要
望でございまして、私も、この要
望にこたえて、今回各税法の中から共
通的な手続法みたいなものは全部抜き
出して国税通則法を作ろうというので
ございまして、これは国民にとつて
非常にいいことであつても、反対され
る理由はどこにも私はないと思つてお
ります。先日来、労働組合の方もこの
税法に反対だとしはば陳情に来ます
から、内容を説明しますと、大ていそ
れならけつこうだと言つて歸つていく
のが現状でございまして。(拍手)

〔國務大臣安井謙吉君〕

たばこの消費
税を三〇%にしてはどうかというお話
でございまして、これは地方財政の上
から考えますれば、多々ますます弁
ずるというものではございまして、し
うが、現在の財政収支から申しまして、
交付税の増額、あるいは地方税の自然
増、かく考え合わせますと、今度の
二%増額の二一%程度で収支バランス
は立つものと心得ております。
なお、県民税を徴収します際に、市
町村に委託をいたしまして、これが非
常に犠牲を与えないかという御懸念で
ございまして、これにつきましては、
十分と税制改正の趣旨を徹底させまし
て、さらに必要な手数料につきましては

は、十分これを見るということと処理
をいたしたいと存じております。

飲食等消費税の変更につきましては
は、御承知の通り、従来、税率が場所
別、業種別によつておりましたのが、
これは措置上非常に不便を生じます、
混乱をいたしますので、今度は従価主
義にこれを変えた次第でございまして、
外人旅客の課税につきましては、仰
せの通りの処置にいたしてあります。

鉱産税につきましては、これは中小
企業の、ことに石炭業等の企業家に対
する税負担を軽減したいというこ
とで、若干の減税を行なつたのでござ
いまして、この減税分につきましては、
交付税の方で十分めんどろを見る用意
をいたしてあります。(拍手)

〔議長(清瀬一郎君)〕

以上をもちまし
て、二案の趣旨の説明に対する質疑は
終了しました。

新産業都市建設促進法案(内閣提
出)の趣旨説明

○議長(清瀬一郎君) さらに、内閣提
出、新産業都市建設促進法案の趣旨の
説明を求めます。國務大臣藤山愛一郎
君。

〔國務大臣藤山愛一郎君登壇〕

○國務大臣(藤山愛一郎君) 新産業都
市建設促進法案の提案理由とその要旨
を御説明申し上げます。

わが国の経済が近時目ざましい發展
を遂げつつあることは御承知の通りで

ありますが、今後引き続き安定した
經濟成長を維持するためには、なお解
決すべき幾多の課題をかかえているの
であります。

なかんずく、京浜、阪神等の既成の
大工業地帯における人口及び産業の過
度の集中は、いわゆる過大都市化の問
題として、工業用水の枯渇や地盤沈下
等、生産面への弊害のみならず、住宅
難、交通難等の生活面にまで深刻な弊
害を惹起しつつあり、また、既成工業
地帯へのこの集中傾向は、同時にそれ
以外の地域との間にいわゆる地域格差
を生ぜしめる原因となつていゝるのであ
りまして、これらはわが國經濟の均衡
ある發展に重大な阻害要因として作用
し、早急に総合的な対策を講ずること
を必要としてゐるのであります。

以上のような地域的課題を解決する
方策の一つとして、前国会において、
いわゆる低開発地域における工業の開
発を促進するため、低開発地域工業開
発促進法の成立を見たのであります
が、さらに、全国的な視野に立つた適
正な産業配置の構想のもとに、産業の
立地条件と都市施設の整備をはかるこ
とにより、新たに相当規模の産業都市
を地方に建設することが特に緊要と考
えられるのであります。この対策は、
既成大都市の過大都市化の誘因を減殺
し、地方の産業や人口が既成の大都市
へ流出するのを防いで、そこに定着さ
せ、また新産業都市が中核となつてそ

の地方の開発に大きな波及的效果をも
たらすという点で、地域格差是正の有
効な手段たり得るものと考へるのであ
ります。

本法律案はこのような趣旨から、地
方の開發發展の中核となるべき新産業
都市の建設を促進するため、所要の措
置を講じようとするものであります。
次に、この法律案の要旨を申し上げます。

第一点は、内閣総理大臣は、関係都
道府県知事の申請及び經濟企画庁長官
等関係大臣の要請に基づき、新産業都
市建設審議会の議を経て、大規模な新
産業都市となる可能性を備へてゐる区
域を新産業都市の区域に指定し、新産
業都市の建設に関する基本方針を指示
するものとしたこととあります。

第二点は、区域の指定を受けた場合
は、関係都道府県知事は、新産業都市
建設協議会の意見を聞いて当該区域に
かかる建設基本計画を作成し、内閣総
理大臣に承認を申請するものとしたこ
とであります。

第三点は、内閣総理大臣の諮問に
応じ、新産業都市の建設の促進に關する
重要事項を調査審議するため、総理府
に新産業都市建設審議会を置くものと
し、また、新産業都市の区域の属する
都道府県に建設基本計画の作成等につ
いて調査審議するための機関として新
産業都市建設協議会を置くものとした
こととあります。

昭和三十一年二月六日 衆議院會議録第九号 新産業都市建設促進法案の趣旨説明に対する児玉末男君の質疑

第四点は、国及び地方公共団体は、建設基本計画の達成のため必要な施設の整備を促進することに努めるとともに、またこれらの施設の用に供するため必要な土地の取得につきましては、公有水面埋立法等の規定による処分にあたり特別の配慮をするものとしたこととあります。なお、建設基本計画を達成するために行なう事業に要する経費に充てるために起こす地方債についても、特別の配慮をするものとしたこととあります。

第五点は、国及び地方公共団体は、新産業都市の建設に寄与すると認められる製造事業、運輸事業等の事業を営む者が必要とする資金の確保に努めるものとしたこととあります。

第六点は、地方公共団体が、新産業都市の区域内に工場を新増設する者に對して不動産取得税または固定資産税の減税をしたときは、当該地方公共団体に交付される地方交付税の算定の基礎となる基準財政収入額の算定につき特別の措置を講ずるものとしたこととあります。

第七点は、新産業都市の一体的な建設を促進するため、関係市町村は、合併により、その規模の適正化に資するより配慮するものとし、合併に際して議会の議員の任期等に関する特例を設けるものとしたこととあります。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。よろしく御賛同願います。(拍手)

新産業都市建設促進法案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) ただいまの法案趣旨の説明に對しましては質疑の通告が出ております。これを許します。児玉末男君。

〔児玉末男君登壇〕
○児玉末男君 私は、ただいまの新産業都市建設促進法案の趣旨説明に對し、日本社会党を代表いたしまして、十六点につきまして質問をいたさんとするものであります。

ただいま提案説明におきましても明らかにされました通り、最近の大都市における人口の急増はきわめて憂慮すべき段階に立ち至つておるのであります。現在に至つてようやくこの法案が提案されましたことは、明らかに、自由民主党政府のつた大企業中心の高度経済成長政策によつて生じた経済力の格差、人口、産業、文化の大都市への集中、後進地域の公共施設の立ちおくれ、雇用の不安定等々の幾多の失政によるものであり、池田内閣の重大なる責任といわざるを得ないのであります。(拍手)このことを前提といたしまして、総理大臣を初め関係各大臣に對しお尋ねをいたしたいと存じます。

まず、新産業都市は、その地方の開発、発展の中核となるべき都市であるから、将来産業及び人口に對して十分な吸収力のある大規模な都市として建設されなければなりません。そのためには、工業を中心とはいはしますけれども、さらに広く各種産業発展の基盤となる諸施設や、文化、教育、厚生、その他都市生活に必要な諸施設を整備し、地域住民の福祉の向上を実現すべき総合的な都市的機能を持つものとして考えるべきであり、これをどのようこの法案の中に生かしているのか、お答え願ひたいのであります。

第二に、新産業都市の建設は、関係地方公共団体の組織並びに運営の根幹に関するものであり、かつその事業は主として地方公共団体の手によつて実施されるものであります。従つて、その区域の指定、計画の作成については、都道府県知事がイニシアチブをとる建前が適当かと思ひます。さらに、計画作成の段階においては、関係地方公共団体の意見を徴するなど、地域住民の意見がよりよく反映されるよう考慮することも必要であり、また、全国的な視野に立つ産業立地政策とは、その調整において相当の困難が予想されるわけでありまして、これに對する対策はどのようにお考えになるのか。

さらに、産業の配置は、国の責任において計画的に行なうべきでありますけれども、本法案は計画的性を欠き、国で行なうところの助成策がきわめて抽象的であり、地方自治体を企業に奉仕させる危険性を包含するものであります。その懸念は、はたしてないかどうか。

さらに、区域の指定にあたりましては、国土総合開発法第七条の規定による全国総合開発計画に適合するようにされるべきであります。この点についてどのような考慮が払われておるのか。国土総合開発法が昭和二十五年に最終的な改正がなされてから、今日すでに十二年間経ておるにもかかわりませず、いまだにこの七条による総合開発計画がなされておらないのは、企画庁長官のきわめて重大な責任であるかと私は存するものであります。(拍手)

この法案中、最も重要な条項であります第一条の目的に關連してお尋ねいたします。本案には既成工業地域そのものの規制措置がなく、大都市改造の構想が全然織り込まれておらないのであります。既成の四大工業地帯の工場密集地帯は、すでに飽和状態に達しておりまして、このことが社会的に各種の弊害を生じていることは、ただいま提案説明の中にも明らかにされた通りであります。この状況からいいたしまでも、当然この地域における工場の新築、増築等は禁止または規制するなどの措置を織り込むべきだと考えます

が、これについてはどのような措置をされるのか。

また、指定の要件等から見ますと、工業に片寄つてゐる感じがいたしますが、半ば慢性化した不況地帯あるいは立ち遅れている農村内陸地帯や、さらに、地場産業、農産加工業の育成など、所得格差の是正を要するものに対しては、いかなる考慮がなされておるのか、伺いたひたいのであります。

さらに、地方の中心都市の工業立地条件の整備を無計画に先行させまして、地方財政を圧迫している現状をどのように考え、またこれをどのようにに処理されようとするのか。

さらに、地域経済開発について、地方自治体の責任と負担をいかに重くし、その結果教育、社会福祉など、地方自治体本来の仕事をおろそかにする傾向を助長する懸念がございまして、これに對する処理はどのようにされるのか。

さらに、地方税の不均一課税の問題であります。不動態取得税または固定資産税等の軽減免などの特別措置は、地方財政の根本をゆるがす重大な問題でありまして、関係当局は、責任を持つて処理する自信があるかどうか、お伺ひしたいのであります。

次に、新産業都市の建設促進をはかるために、必要な資金の確保に努めなければならぬと規定がされておりますが、この表現はきわめて抽象的であ

りまして、積極的に取り組む意欲がないものと断ぜざるを得ません。肝心の必要な資金は、その財源はどこに求めるのか。一体この資金源はどこにあるのかを明らかにしていただきたいのであります。

次に、区域の指定についてお尋ねいたします。

これは、基本方針、一定の基準等に基づいて指定がなされるわけでありますが、申請を通じまして、いろいろの要素が複合し、基本方針が骨抜きにされる可能性を多分に持っているものであります。これが指定にあたって、各省間の調整に自信があるのかどうか、また主務大臣はだれになるのか、主務大臣は基本方針が完全に生かされるような責任を持てるかどうかについてお答えをいただきたいと思っております。

次に、基礎調査についてお伺いをいたします。

新産業都市建設の中核をなします区域の指定、建設基本方針の指示のため必要な基礎調査を行なうことが義務づけられておりますが、建設省の広域都市計画調査、自治省の地方開発調査、通産省の工場立地調査など、この調査は何年度を最終目標としているのか、調査完了の見通しと、予算の裏づけ等、具体的な構想について、関係大臣並びに経済企画庁長官の責任ある答弁を求めるものであります。

次に、総合的な産業立地計画の必要性について、総理の所信をただしたいと存じます。

日本を訪れました外国の経済、地理、交通学者のほとんどが一致して、この問題が無計画に野放しにされていることを指摘しておりますが、昭和三十五年春訪日いたしました全米企画協会のコルム博士は、日本政府の国民所得倍増計画を達成するためには、産業の立地計画が必要であり、立地計画なしに人口過剰の島国で所得倍増計画を実施しようとしても、いたずらな混乱と騒動を招くだけだと指摘をしております。また、三十四年に訪日しましたロンドン大学の地理学教授ワイズ博士も、工業都市が不均衡に発展しないようにある程度の統制が必要だ、日本では都市計画や県計画などがあるが、全体的な産業立地政策の指導原理を確立することが必要だということを指摘をいたしております。産業立地の重要性、特にその総合性、長期計画性が強調されながらも、政府によって作成されたところの今までの長期経済計画においては、この産業立地問題が取り上げられておりません。総理は、新産業都市建設促進法を今日より早く提案をされましたが、この重要施策を現在まで放置しました理由と、本法案のよりに問題点を数多く含んだ法律によって所期の目的を達成できる自信を

お持ちかどうか、御答弁を要求する次第であります。

以上、この法律の持つ問題点について質問申し上げましたが、今指摘いたしましたように、多数の是正を必要とする点、そして、その実施にあつたての具体的な実施段階に全然触れておられないということ、これでは国民の期待にこたえることはとうていできないと存するものであります。先進国であるイギリスにおきましては、第二次世界大戦後いち早くニュー・タウン法(新都市法)、都市開発法、工業適正配置法、都市計画法等の制定並びに法改正を行ない、一九五四年の九月末までのわずか九カ年の間において、新開発地域に二千二百工場、六千八百九十万平方フィートの建設を行い、二十四万の労働者を吸収したといわれますが、これがいかに工業並びに人口の大都市集中を緩和しておるかをうかがい知ることができるとであります。ここに先進国の例を申し上げるまでもなく、日本社会党におきましても、さきに産業と雇用の再配置法案を提出いたしましたので、建設省を中心とするところの国土開発省なり、あるいは後進地域開発のための開発公社等の設置を基準にいたしまして、地域間格差の是正、地域における安定した雇用と生活水準の維持を中心とした方針を打ち出しておりますが、国民生活安定のためには急速かつ効果的に過大都市改造と

地方開発を促進し、均衡のとれた国民経済の発展をはかることが必要なことをここに強調いたしまして、私の質問を終わる次第であります。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇〕

○国務大臣(池田勇人君) お答え申し上げます。

政府は昭和二十五年国土総合開発法を設けまして、いろいろ総合開発につきましまして努力をいたしてきましたが、お話の通り、その効果はあまり上がりません。これは何と申しましても、食糧その他の関係また産業の立地条件が経済の激動によりましてはつきりしなかった点もあると思ひます。しかし、今の状態、すなわち人口の都市集中、あるいは低開発地域の早急な経済開発等々から考えまして、政府は、今回新産業都市建設促進法を出し、そうして今後全国的視野に立ちまして産業の立地条件を検討すると同時に、でき上がった都市の施設整備等を考えまして、人口の集中の防止と同時に低開発地域の開発、そうして国民所得の格差を解消しつつ、全体としての上昇をはかっていくという方針でおるのであります。これは今外人の話がございましたが、外人の意見を聞くまでもなく、どうしてもわれわれとしては早急に新都市を作り上げ、そうしてわれわれの所得倍増計画を達成しようという方針でおるのであります。

御質問は非常に多岐にわたっておりましたが、その他の点は関係当局からお答え申し上げます。(拍手)

〔国務大臣佐藤栄作君登壇〕

○国務大臣(佐藤栄作君) 私に対するお尋ねは、工場立地調査は何年度終了するか、またその予算は幾らか、という点であつたかと思ひます。

三十三年以来、工場立地調査としてもうすでに二百六十カ所調査をいたしました。三十七年度も四十カ所調査するつもりで予算を要求して千六百万円が計上されております。

ところで、この調査は最も新しい資料を必要とすることは申すまでもないところでありまして、また、一たん調査いたしましたも、さらに再調査の必要がございます。そこで、ただいまのところは、すでに調査いたしましたものも一年置きに補正調査するというところになっております。従ひまして、この制度は何年度で完了するといふものでないことを御了承いただきたいと思ひます。(拍手)

〔国務大臣藤山愛一郎君登壇〕

○国務大臣(藤山愛一郎君) お答えを申し上げます。

この法律でもって工場の用地であるとか、工場用水であるとか、あるいは上下水道であるとか、重要な新産業都市に適切な施設について規定をすることはむろんだらうけれども、しかし、文化、教育というような面について配

意する必要はないのかという御質問であつたように思います。

むろん相当規模の都市を建設いたします以上は、単に工業の立地の要件を整えるばかりでございせん。文化、教育の全般の施設についても、新都市としての十分な機能を発揮するような面に留意して参らなければならぬことは当然でございまして、われわれは、この案の基本計画を実施して参ります上において、その点関係各省大臣と十分協議をして進めて参りたいと思ひます。

なお、指定が総花的に陥ることはないかという点でございまして。地方の御要望も相当多数あるかと思ひますけれども、こうした点については、適正な配置を考へて、そうして適正に指定をしていくことが必要でございまして。新産業都市建設審議会によりまして厳正な御協議を願つて、そうしてなお、政府といたしましても、各省緊密な連絡をとつて、この指定が適正に、総花的でないように行なわれるよう努力して参りたいと思ひます。

また、御質問の中に、非常に抽象的ではないかということもございまして、法律に作りましますと、抽象的なものを得ないところもございまして、けれども、しかし、実施計画、基本計画を作りますその際に、現実的な実行方面を十分考慮して取り入れていくことに

よりまして、その完璧を期して参りたいと思ひます。

また、全国総合開発計画のその後はどうなつてゐるか、及びその関係はどうかという御質問でございまして。御承知のように、全国総合開発計画はあくまでも、昨年七月に草案を作りまして、ただいま草案について意見を求めておるわけにございまして、三月末各方面の意見が出そろつたところでこれを確定して、そうして案を策定して参りたい、こう思つております。

なお、この法律には、総合開発計画に適合しなければならぬということ、第五十二条に規定してあるものでございまして、全国総合開発計画と抵触しないように、条文の上からも処置するようになっておるのでございまして。四大工業地帯と申しますか、東京その他大都市の防止について、この法案に規定がないじゃないかということもございまして、この問題は各方面重要な問題でございまして、この法の中には規定をいたしておりませんけれども、別の法体系によりまして、今日、過大化防止の方法を進めることに努力をいたしておるのでございまして、その点は皆さん方の御了承をいただけることだと思ひます。

なお、工業偏向であり、あるいは農村地帯その他についての発展を考慮していないじゃないかという御趣旨でござい

ますが、さきに国会を通過いたしました低開発地域工業開発促進法によりまして低開発地域の開発というものが、御指摘のような農村方面地帯の開発であるいは低開発地域の開発ということになつておるのでございまして、これと相関連して、これらの法律の運用によりまして、今お話のようなことが進められていきますし、また、産地振興法その他諸般の法律によつて、そういう農村地帯あるいは特殊の産業地帯の問題を解決していくことにならうかと思ひます。

以上申し上げましたが、さらに、先行投資によつて過去において著しく損害をこうむつた都市があるが、そういうことが起こらないかということもございまして、今回は十分な計画を策定いたしました振興して参りますので、先行投資によつて何か地方財政に影響をこうむる、あるいはせつかく整備したところが活用できないようなことは陥らないようにと信じておりますし、また、そうせざるを得ないのでございまして。(拍手)

〔国務大臣水田三喜男君登壇〕

○国務大臣(水田三喜男君) 新産業都市建設のための資金源についてのお尋ねでございまして、道路、港湾、工業用水道、住宅、下水道、こういうものについては、公共事業費等の予算を通じて行ないまして、工業用地、用水、鉄道、水道、住宅用地というよう

なものにつきましては、財政投融資の資金が充てられることになつております。

そこで、公共事業費につきましては、すでに現行制度によつて国と地方との負担区分がもうはっきり確立されておりますし、さらに昨年度から、後進地域開発のために公共事業にかかる国の負担割合についての特例法が通過いたしましたので、これに基づきまして、今後補助金の傾斜配分を行なつていくことにいたしますれば、御心配になつてゐるような地方財政の特別の圧迫になるというふうな事態は避けられるのではないかと考えております。(拍手)

〔国務大臣中村梅吉君登壇〕

○国務大臣(中村梅吉君) お答えいたします。

建設省においても広域都市建設計画調査というのをやつておるが、これはいつごろ完了する予定かという御質問でございまして。建設省が目下やつておりますこの調査は、やがて本法によりまして新産業都市建設の重要な基礎的な資料になると思ひますので、極力速度を早めてやつて参りたいと思ひます。が、現在の予定といたしましては、すでに御承知の通り、中京、阪神、北九州等の大都市地域の調査は別として、地方開発の調査対象として五十四地域を目標にいたしまして、昭和三十六年度に二十カ所の調査を完了する予定で目下進めております。さら

に、昭和三十七年度二十カ所の調査を完了し、三十八年度に残りの十四カ所の調査を完了いたしまして終くくりをいたしたい、かような予定で進んでおります。経費の關係としましては、昭和三十六年度は調整費を含めまして二千八百四十万円でございまして、三十七年度もこれ以上の額を投じまして、この調査を継続して参る予定でござい

ます。なお、もう一点、私の所管に若干關係がございまして申し上げておきますが、大都市地域の新産業都市の建設を促進していくためには、大都市地域について工場等の増設、新設等について抑制措置を講ずべきではないかという点でございまして。この点につきましては、企画庁長官から、この法律そのものでなしに、別途並行して研究すべき課題であるというお答えがございました。これは首都圏關係としましては、御承知の通り、首都圏の既成市街地——東京及び川崎等の既成市街地につきましては、すでに工場、学校等の増設に關する抑制の法律を作りました、実施中でございます。さらに、今国会におきまして、この抑制のワケをもっと強化したい、かような立法措置を講ずるようになつたという目下考へておるわけにございまして、この新産業都市建設と関連をいたしました大都市地域、人口の過度の集中を憂へられておるような地域につきまして

は、この法律そのものとは別の角度で考慮すべきものではないか。私も、企画庁長官と同じように考えておるような次第でございます。(拍手)

〔国務大臣安井謙吉登壇〕

○国務大臣(安井謙吉) 地方財政を圧迫するのではないかと御懸念につきましては、先ほど大蔵大臣の御答弁の通りで、そういった懸念のないよう十分戒心をして参りたいと思っております。

なお、地方の民意を無視して、一方的に押しつけになるのじゃないか、こういう御懸念に対しましては、御承知のように、この法案が、まず地方の道府県の知事が関係団体と十分協議をいたし、その議会の議決によって申請をする、こういう建前になっておりますので、そういった御心配は不要であらうと存じております。

なお、地方税の不均等課税になるおそれがある、こういうお話でございます。これは確かにそれぞれの地域の特殊性、団体の財政の状況に応じまして、そういった不均等の場合は出てくると思ひます。これが非常に乱費にならない、非常に乱れないように十分監督をいたしますと同時に、減税をいたしました分につきましては、これが合理的なものであれば、地方交付税で十分補てんをする、こういう建前にいたしております。(拍手)

○議長(清瀬一郎) 以上をもつて、新産業都市建設促進法案の趣旨説明に対する質疑は終了いたしました。

日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件の趣旨説明

○議長(清瀬一郎) 次に、日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件の趣旨の説明を求めます。外務大臣小坂善太郎君。

〔国務大臣小坂善太郎君登壇〕
○国務大臣(小坂善太郎君) 去る九日東京において署名されました日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について御承認を求めるの件に關し、趣旨の説明をいたします。

御承知の通り、ガリオア等、米国の戦後対日援助の処理は、アメリカとの間の多年の懸案でありまして、米国のわが国と同じくガリオア等の援助をうけた西独に對し、これが解決を申し入れたとはほ時期を同じういたしました。これが解決を正式に要請して参りました。その結果、昭和二十九年夏、本件に關し米國側と數回にわたり公式會議が開催されました。

その後も、米國よりは、本件の早期解決方につきしは要請があり、他方、わが国の賠償問題もほとんど解決し、経済力も比較的向上して参りました。今日、わが国の国際信用を高め、かつ、日米友好關係を強化する見地から、本件をすみやかに解決することを適當と考えまして、昨年五月十日、私から在京の米國大使に對し、本件交渉を再開したい旨申し入れ、種々交渉を進めて参りました結果、今般、本件を最終的に処理する協定につき合意を見るに至つた次第であります。

〔議長退席、副議長着席〕

今回の協定におきましては、米國の戦後対日援助に對する最終的處理といつたしまして、わが国は四億九千万ドルを、年二分五厘の利子を付して、十五年間にわたり半年ごとに支払うことを規定してあります。わが国がこの支払い額及びその支払い方法について米國側と合意いたしましたのは、援助の総額についての日本及び米國の双方計數及び學童給食用ミルクのごとく、この援助総額から控除すべき各種の項目を考え、かつ、西独のガリオア處理協定の前例などを勘案し、また、韓国及び琉球との清算勘定殘高を反對請求權として處理した結果であります。

しこうして、この四億九千万ドルの支払い方法としましては、この協定の効力發生の日から起算して、半年ごとに十五カ年間にわたつて元本及び利子を支払うこととなつており、現実の賦払い額は、当初の十二年間は毎回二百九十五万ドル、その後の三年間は毎回八百七十万ドルとなつており、元利合計五億七千九百万ドル、二千八十五億円となつております。

なお、本協定におきましては、わが国はいつでもこの支払い計画を繰り上げて支払うことができ、他方、もし將來經濟事情が悪化したような場合には、日米双方協議の上で、支払いを延期するより取りきめることができることとされております。

また、この支払いは原則としてドル貨で行なわれますが、米國は總額二千五百万ドルを限度として、わが國に對し円貨払いを要請すべきこととなつております。

なお、この協定には二つの付属交換公文がありまして、これらは本協定御審議の際の參考として提出してあります。

その第一は、支払金の使途に關する交換公文であります。これにより、わが國が支払う金額の大部分は、發展途上にある諸國に對する經濟技術援助の資金として利用されることが期待されるのであります。

また、その第二は、支払金の一部円貨払いに關する交換公文であります。これが、これにより、わが國の支払額のうち、前述の二千五百万ドルに相當する

円貨は、日米兩國間の教育文化交流のために充當される予定であります。以上が本協定並びにこれに付属する文書の概略説明でございます。

願ひますに、この米國の援助が提供された終戦直後のわが國の事態はきわめて困難なものであります。當時、わが國の食糧生産は戦前の半分以下に低下し、國民は未曾有の食糧難に當面してゐたのであります。わが國には食糧や生活必需物資を輸入する外貨はもろろん、外貨獲得の余力もなかつた状況でありました。しかも、海外からは數百万に上る復員、引揚者を迎へ、國民の食糧対策をいかに進めるかは、わが國民にとつてまさに死活の問題であつたのであります。このような際、米國が提供した対日援助が、いかにわれわれを勇気づけ、今日のわが國經濟復興の原動力となつたかは何人もこれを否定し得ざるところであります。(拍手)

ただ、このような米國の援助は、無償でなされたのではないかと考えられる向きもあるようでありますので、この際、この点につき一言申し上げます。

昭和三十一年二月六日 衆議院會議録第九号

日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件の一八

経緯からいたしまして、政府は、この援助は将来何らかの処理を要するものであるという意味において、債務と心得ているとの立場を一貫してとつて参り、また、国会に対しては、そのように言明して参つた次第であります。

御承知の通り、わが国と同様の立場にあります西ドイツは、すでに九年前の昭和二十八年にこの返済協定を結び、さらに、その後繰り上げ支払いまで行なつて大部分の債務を履行し、国際信用を高めております。これに對して、いまだかつて対外債務の履行を怠つたことがなく、対外信用において、いずれの国にもひけをとらぬわが国といたしましては、この米国の援助に對して返済を行なうことは、持たざる國民として当然であります。(拍手)

しかも、わが国が支払うのは米國が援助した金額ではなくて、その三分の一にも満たない額であります。

なお、國民の支払いました援助物資の代金は、見返資金特別会計に積み立てられ、昭和二十八年度に産業投資特別会計に引き継がれましたが、その額は約二千九百億圓に及び、現在までに多額の運用益を生みつつ、わが國産業の発展と民生の向上に大なる役割を果たしているものであります。

ガリオア債務の支払いにつきましては、開發銀行出資金に對する毎年度の納付金と開發貸付金の約定に基づく回收金及びその利子収入によつても十五年間に十分完済し得るものであります。債務支払い後も、納付金のもとになつてゐる出資金はそのまま手つかずに残り、引き続き収益を生み續けていくわけでありまして、

以上申し述べた事由によりまして、政府は、今回の協定は、本件援助に對する解決としてはきつて妥協なものであると確信いたしております。

(拍手)

以上が、日本国に對する戦後の経済援助の処理に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について御承認を求めるの件についての趣旨の説明でございます。よろしく御賛同を願ひ上げます。(拍手)

日本国に對する戦後の経済援助の処理に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件の趣旨説明に對する質疑

○副議長(原健三郎君) ただいまの趣旨の説明に對して、質疑の通告があります。これを許します。戸叶里子君。

○戸叶里子君 私は、ただいま趣旨説明のありました、日本国に對する戦後の経済援助の処理に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結、すなわちガリオア・エロアについて、日本社会党を代表して、總理並びに外務

大臣に質問を試みんとするものでございます。(拍手)

戦後の食糧事情の窮乏したとき、アメリカより放出された多くの食糧は、確かに日本國民にとつては感謝でありました。だからこそ、国会において、各党各派の代表が最大の感謝の言葉をこの壇上より發表したのであります。(拍手)

その言葉の一、二を引いてみますと、「連合國最高司令官は、しばしば輸入食糧を放出されて、わが國民を飢えと困窮から救われました。全國民は、ひとしくこのことを感謝し、その高い人道的精神に感激してゐる。」また、「人類愛に基づいて、国内における食糧を節約されて、わが國に多量の食糧を輸入されて、國民を飢餓と窮乏から救つた」等、感謝感激を表明したのは実にこの議場であつたのであります。(拍手)ところが、同じこの議場から、今になつて、あれは借金であつた、払わなければならないという声を聞くことは、だれが一体想像できただでしょうか。(拍手)最大の感謝の表現をした人々は、恥ずかしさで身の縮む思いをするでしょうし、大統領が食糧を送つたのは、日本國民の飢餓を救うための人道的立場というよりは、余剰農作物を売り渡したもので、それが今日では日本が借金としてそれを支払わなければならないと知らされたのでは、いかにアメリカに好意を持とうと

する人でも、疑心暗鬼を持たざるを得ないのであります。(拍手)

政府は、しばしばこの感謝決議に對して、ただでもらつてありがたうとは、言つていないと答弁しておりますが、當時の決議案と賛成討論をした人の発言の内容のどこに、いずれば返すものとしての心がまえが出ておられますか。出ておらないのであります。(拍手)むしろ私は、日本語で「最高司令官の好意により人道的立場に立つて國民を飢餓より救うために食糧を放出してもらつた」という言葉の中のとこから、代価を將來払いますという意味が出てくるかを逆に承りたいのであります。(拍手)この考え方は、私のみではあります。國民の大部分がそうでありま

す。そこで政府は、これらの援助が債務性を持つてゐると考えられる根拠資料を提出してきまされた。それはいづれも債務と考えるべき根拠が薄く、むしろ國民の目をこまかすために集めてきた資料にすぎません。(拍手)

いかに占領中のこととはいえ、覺悟すらなく、アメリカの考え方の書類を出してきて、それによつて債務として根拠を求めようとしております。その一つは、アメリカの一九四七年六月十九日の極東委員會の決定で、降伏後の基本政策が、「日本國の輸出品の売得金は、國民の最低生活水準を確保した後、占領に必要な非軍事的輸入であつて、降伏以來すで行なわれてい

たものの費用に對し支払いをするためにこれを使用することができ」となつており、第二は、一九四七年二月二十日、マッカーサー元帥が米國議會に對し發したメッセーじの中で、「援助は慈善行為でなく、また日本國民も慈善を欲していない。」第三は、一九四六年七月二十九日のスキヤッピン、すなわち指令書なるものに、援助物資の支払いについては後日これを決定するのただし書きであります。この三つを引用して、対日援助は債務性があると考えられる有力なる根拠資料であるといつております。

しかし、これはいづれもアメリカの立場から、アメリカの考え方を述べたものを集めてきたにすぎません。(拍手)これらの資料で日本國の債務をきめる重大な資料とするならば、なぜこの当時日本の考え方なり意思表示を残しておかなかつたのですか。今になつて、アメリカがこう言つてゐるから日本はそれだと思ふ、では納得ができません。それとも、何か秘密文書でも取りかわしてあるのでしょうか、首に伺つておきたいのであります。

むしろ、マッカーサー元帥が米國議會に對してメッセーじを送つたのは、アメリカの納税者が自分たちの税金で食糧を放出する犠牲を好まないと騒ぐので、これを押えるために送つたメッセーじにすぎないのであつて、この事実からすれば、アメリカ國民は、

たものの費用に對し支払いをするためにこれを使用することができ」となつており、第二は、一九四七年二月二十日、マッカーサー元帥が米國議會に對し發したメッセーじの中で、「援助は慈善行為でなく、また日本國民も慈善を欲していない。」第三は、一九四六年七月二十九日のスキヤッピン、すなわち指令書なるものに、援助物資の支払いについては後日これを決定するのただし書きであります。この三つを引用して、対日援助は債務性があると考えられる有力なる根拠資料であるといつております。

アメリカ政府が日本に無償で食糧などを送っていると解釈していたから騒いだのが事実であります。(拍手)また、メッセージによって国の債権債務を決定する文書にならないことは、少し冷静に考えれば、だれでもわかることだと思ふのでありますが、池田総理大臣はどうお思いになりますか、お伺したいのであります。(拍手)

私たちはまた、わが同胞がとうとい命を失った阿波丸事件を忘れることができません。

昭和二十年二月十七日、南方地域へ、連合国側の俘虜及び抑留者にあてられた米國からの救恤品を積んで日本の船が派遣されました。赤十字の旗が立てられてあり、国際法により安全航海権があるのに、四月一日真夜中、台湾海峡で、一米潜水艦に撃沈されました。当然にある日本の賠償請求権を放棄する決議案が出されたとき、国際法違反であり、請求権と感謝とは別ではないかという強い意見が出たのもこの議場でした。(拍手)賛成の人々は、アメリカ力よりの食糧の贈与を受けているので、その代償として阿波丸事件の犠牲に対する請求権を放棄してもよいとの意見でありました。

ところが、ここに問題があります。この決議案のすぐあと、昭和二十四年四月十四日に政府は、阿波丸請求権の処理のための協定と了解事項をアメリカとの間に結び、国会の承認も経な

かったのであります。いかに占領中のこととはいえ、国の債務に関することをアメリカとの間だけで勝手に話をつけて、国民のあまりなじみのない条約集にのみ載せておくことは、許すべからざる行為であります。(拍手)政府の持論の、批准事項がないからとか、占領中であつたから国会にかけなくても仕方がないとかの逃げ口上は、問題によりけりであります。国民の利害に最も影響のあることを、こんな形で時の政府が権力を乱用しては、国民はたまりません。しかも、その了解事項の中には「本日署名された阿波丸請求権の処理のための協定の署名者は、各自国の政府のために、次の事項を確認した。占領費並びに日本国の降伏のときから米國政府によって日本国に供与された借款及び信用は、日本国が米國政府に対して負っている有効な債務であり、これらの債務は、米國政府の決定によつてのみ、これを減額し得るものであると了解される。」とあります。問題は、ここで初めて、日本国に供与された借款及び信用は有効な債務であることをアメリカ側にのみ向かつて確認したのであります。もちろんこれは、先ほど述べたごとく国会に諮つてありません。しかも、昭和二十四年四月といへば、すでに新憲法は発効になっております。憲法八十五条には「国費を支出し、又は國が債務を負担するに

は、国会の議決に基づくことを必要とする。」と記してあります。従つて政府は、当然国会の承認を得る義務があつたはずであります。ここで政府は憲法違反を行なつてゐることが一点。(拍手)さらに、財政法に違反しております。その八条には、「国の債権の全部若しくは一部を免除し又はその効力を変更するには、法律に基づくことを要する。」となつてゐるにもかかわらず、基づく法律もなくして、日本が米國に持つてゐる損害賠償その他の債権を政府は放棄したのであります。これほど重要な日米の協定を、国会にかけず、また了解事項は、この種の債務に関し

ての敗戦後初めて米國政府との間に交換された公文書であるにもかかわらず、これを国会にもかけず、みずから憲法に違反し、財政法を無視した態度は許すことができません。(拍手)この点をはつきりすることなく、ほおかぶりして、債務として支払う考えであるかどうか、伺いたいのであります。岡崎元外務大臣は、阿波丸事件に対する請求権を放棄した決議案に基づいてやつたことであるから、財政法違反でない、多少の良心があつたのか、声を低くして言われました。これは大へんなことです。決議案が法律に優先するならば、多数党の決議案を通せば法律を無視してもよいことであり、勝手に自分に有利な法律も作れます。池田総理はまさかこんなお考えはお持ち

でないでしようと思ひますが、念のため伺ひたいと思ひます。(拍手)もつとも最近の政府の答弁は、債務とは言はず、債務と心得る、そうして国会の承認があれば債務になると、わかつたやうなわからないやうな答弁をしております。このことは、現在の自衛隊がだんだんに軍隊化し、最近では師団などという言葉さえ用ゐるようになりましたが、いかに軍隊と内容が同じでも、日本の憲法によつて制約をされてゐて、軍隊と言えず、憲法さえ改正すれば、今日の自衛隊はそのままで軍隊と言へるので、自衛隊は軍隊と心得ると答弁するのと同じ意味であるかどうかを聞きたいのであります。

(拍手)これは文字だけの問題ではありません。アメリカとの了解事項では債務と確認し、日本の国会では債務と心得る、一体どちらがほんとうでしようか。債務と確認したことになると、憲法違反を追及され、責任問題になるので、苦肉の策として債務と心得ることにしたのでしうが、この矛盾はこの際をはつきりさせていたかなくてはなりません。(拍手)納得のいく責任ある答弁を、一國の責任者として総理大臣より承りたいのであります。

政府はまた、口を開くと、西ドイツより有利であると言つていますが、西ドイツの場合と日本と根本的に違つてゐる点は、西ドイツに対するアメリカの援助は早くからドイツの債務として

確定してあります。だからこそ、ドイツ国民は、トウモロコシの粉などは家畜の飼料で、人間の食べるものでない堂々と断つたのであります。(拍手)私たちは、食べた大豆粉といわれるもので下痢を起こし、代替物を陳情にいくのにもずいぶん遠慮したものです。債務であつたとするならば、政府自身もつと人間の食べものらしいものを主張したのであります。(拍手)

西ドイツの場合は、戦前の債務二十六億ドル、戦後は余剰農産物を含めて三十七億九千六百万ドル、合計六十三億九千六百万ドル余りを三十二億七千三百万ドルに、ほとんど半分に話し合ひで削つてもらひました。それが最終的には十六億三千五百万ドルを五年据え置き、三十年償還で、八十七年七月一日までに返済がきまりましたが、繰り上げ償還も加えて近年中に支払いを済ませようであります。西ドイツが支払いを始めた五三年ごろの西ドイツの人口は四千八百万人に比し、日本は八千六百万人、当時の国際収支は西ドイツの八億ドル黒字、日本の三億三千三百万ドルの赤字等、西ドイツの人口は少なく、借りた額は多く、経済状態はずつとよかつた国と、これと全く反対の立場の日本でありながら、ドイツよりも有利だと宣伝する日本の政府の意図がどこにあるのか、疑いを持つのは私のみではありません。(拍手)当時のドイツの事情等も正確に調べ、その比較の

日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件の一九

昭和三十三年二月六日 衆議院會議録第九号

日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

一一〇

上に立て、なおかつ日本が有利であるとするならば、その根拠を数字に明らるゝ総理にお示し願ひたいのであります。(拍手)

支払金に対して、政府は東南アジアにこれを振り向けることを熱望しているようにあります。どこの国へ、何の目的で使われるかも重大問題であります。昨年十一月の箱根会談で、すでに申し入れたにもかかわらず、米議会の承認が問題になっております。そして交換公文では、今後検討を続けること、今すぐ日本の希望をいれると言ひ切った文句もなく、ただいまの外務大臣の御説明でもこれを期待されると言ひ、今後問題を残してあります。どれもこれもあいまいであります。なぜこのようにすっきりしない協定の承認を急がれるのか、了解に苦しむものであります。この他多くの問題を含む協定であるにもかかわらず、債務性の疑問すら解決されないまま、事前に国会に諮らず、アメリカと調印を済ましたのであります。しかも、まともなれば他党の党首に了解を求むるの予算委員会での答弁も実行されておられません。首相はさつそくわが党の党首の意見に率直に耳を傾け、誤りは誤りとし、すなおに認められる御意思があるかどうか、承りたいのであります。(拍手)

（拍手）アメリカの理解と協力を得る点にのみきよりきよとして、贈与であつて、あとで返済を求められる債務でなかつたはずなのにという、割り切れぬ一般の国民の納得と支持を得られるように努力されることこそ、国民のための政治であることを考えなければいかうか、念のために確かめたいのであります。

以上で私の質問は終わりたいと思ひますが、今ここに債務として払つてもよいという人があつても、その人は仕方がないから払おうという人々であつて、心から納得している人はほとんどいないといふこと、そんな内容の協定を無理に通すことは、将来の日本の歴史の上に大きな問題点を残すことをお考えになり、アメリカの顔を立てるか、日本国民の信用をかちとるか、どちらの道を選ぶかの選択を聡明な総理が誤らないことを心から念願して、質問を終わります。(拍手)

なお、私は答弁によつては再質問を保留したいと思ひます。(拍手)

（国務大臣池田勇人君登壇）
○国務大臣（池田勇人君） 答へ申し上げます。

対日援助につきましては、戸叶さんより三点を根拠として申し述べられたのは、その通りでございます。昭和二十一年、スキヤッピン、すなわち最高司令官の覚書によりまして、対日援助物資につきましては支払いその他の計算につきましては、後日これを決定することに相なつておるのであります。これは、当時の片山内閣はよく存ぜら

れておられると思ひます。われわれもそれを知つておるのであります。今さら、放出物資につきましては、後日支払い方法を決定するといふ覚書をもらつておりながら、これを知らないといふのは、どうかしたことでございます。(拍手)

その次に、感謝決議につきましては、あのときは、放出物資が贈与である、くれたものであると感謝したのでございましょうか。そうではございませう。あの決議を讀んでごらんになります。輸入食糧の放出についての感謝でございます。輸入食糧の放出でございます。援助が贈与であるといふことではないのであります。(拍手)はつきり決議文をごらんになつたらおわかりと思ひます。

また、阿波丸につきましては、国会の決議並びにその効力につきましては、外務大臣よりお答えをさせていただきます。あのときは衆参両院の同文の可決せられた決議に基づき、そうして政府がアメリカ政府と交渉して協定を結び、それを国会に報告しておるのでございしますから、一般の決議とは違つて効力があることは当然でございします。

しかもまた、債務と私が言わないのは、国会の承認がないからでございします。われわれは、今回の協定によりまして、これを、国会の御審議により、初めて債務を確定しようとするのでございします。

なお、ドイツとの比較につきましては、私は、わが国の方が有利であることとを……(発言する者多し) 静かに。戸叶さんに聞かれませんから、再質問にお困りと思ひます。静かにしなさい。再質問にお困りでございします。

（発言する者多し）
○副議長（原健三郎君） 静粛に願ひます。

○国務大臣（池田勇人君）（続） 西ドイツとの比較につきましては、知る人ぞ知るであります。(拍手) 皆さん、向この計算通りにやつた三分の一ではございしません。こつちの計算に直して、そしてドイツの三分の一以下にしておることは、はつきりしておる。(拍手) しかも、支払いの条件その他に、今まで対日援助が金額にかえられ、今までの対日援助が金額にかえられ、たものを利殖して今日の復興を来したものであります。そしてこれから払おうという。しかも、援助物資に対して国民が払つた犠牲代であるいは食糧代を、私は昭和二十四年大蔵大臣になりましたが、その金を全部ためたのが二千数百億円ある。そのためたお金で、元本に傷をつけず、その利子で

払つていく。しかも、十五年たつたら、その援助物資の出資金がみな残るというふうなこの条件は、寛大なアメリカならで……そして私は、十年前からこのことを準備しておつたのであります。そうして、国民に税金を負担してもらふことなく、アメリカの援助物資をためておいた利子で払つていくというのでありますから、ドイツなんかとは比較にならないと私は考えておるのであります。(拍手)

他の問題は外務大臣よりお答えをさせていただきます。

（国務大臣小坂善太郎君登壇）
○国務大臣（小坂善太郎君） 若干補足いたします。

最初に、感謝決議の問題ですが、総理からお答えがありましたように、これは輸入食糧の放出について感謝をしております。と同時に、すでに国民はこの物資に対して金を払つておるわけです。従つて、国民の代表であるわれわれが、国会においてその前提において感謝決議をしてるのでありますから、これはただという議論は成り立たないと思ひます。(拍手) しかも、全額払うのではありませんで、先ほど総理からお話がありましたように、われわれに見返り資金ができてから二千九百億円の金がある。しかも、その後いろいろな利子その他が生み出されまして、千四百億円からの金が出ておる。しかも、今後生まれていく納付金

や利子、そういうものでもって十分払えるだけのものを返すのでありますから、これは当然返すべきものはその限度において返して、堂々として世界に日本国民が当たる方がよろしいというのが政府の意見であります。(拍手)

次に、阿波丸の問題でございます。これも総理の御答弁で尽きておりますが、これは昭和二十四年の四月六日に衆参両院での決議がございまして、その決議を実施する意味で、四月十四日に署名をいたし、また二十七日に国会に報告しております。その際、了解事項がございまして、ここには有効の債務と了解しているということがあり、さらに政府の答弁として、その了解しておる有効な債務の中には、ガリオアと申しますか、エロアと申しますか、あるいは棉花借款と申しまするようなものを、多くの国民の中には、誤解によって、ただでもらったものであるというふうなことを考えておる者があるから、そうではないということをここに明確にした、こういうことを申しておるのであります。

それから西独との比較の問題も、これは総理からお話ございましたのですが、要するに、西独においては非常に被害がひどかったと思うのです。人口の問題をあげられましたけれども、たとえ終戦処理費を一つあげてみましても、日本の負担した終戦処理費は五十四億ドルでございます。西独の場

合は百二十七億ドルと、倍以上の終戦処理費を負担しておる。そういうことで見ましても、戦争被害の多寡が明確だと思えます。

さらに、西独の方は食糧や何かをもらわなかったようなお話がございまして、たが、そうではございませんで、食糧の占める比率は、日本の場合は全体で五二・四％、それからドイツの場合は五八・六％でございまして、むしろ食糧の占める割合は西独の方が多し、消費財についても、日本の場合は六一・八％、西独の場合には六四・一％で、ドイツの方が消費財もよい援助を受けておる、こういうことでござい

ます。しかも、なお、ガリオアに關します限り、この予算は軍事予算としてアメリカの会計は同じ会計から出ているのでございまして、西独の方と日本の方と性質が違ふという御議論は、これは了解できないところでござい

ます。さらに、余剰物資を含めておると言われまして、そうではございませんで、西独の場合は、余剰農産物、その他の物資というふうなものは、二億一千七百万ドルというものを別に立てまして、そのうち支払い済み等の技術的な分を控除して、二億三百万ドルというものを払っております。これは、日本では一本に込みでやっておりますわけでございます。

なお、これも御了解のことと思ひますけれども、念のために申しますと、西独の場合は、アメリカの支出したというアメリカの決算のベースで支払い額をきめたのです。われわれの方は、われわれが受け取ったと思われるベースできめた。これで、もう出発点からわが方に有利だということは明白です。

それからなお、全体として見ますと、西独の場合は、切り捨て額を入れて全体の一三・一七八％というものを払っております。日本の場合は、アメリカの基準でいいますと、アメリカの支払いベースでいいますと、二五・八％しか支払わないことになりました。日本側が出した資料によりまして、二八・五％になるわけでございます。これをもちまして、わが方に非常に有利な協定ができたということが明らかだと思ひます。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 戸叶君から再質疑の申し出があります。これを許します。戸叶里子君。

〔戸叶里子君登壇〕

○戸叶里子君 私は、ただいまの総理並びに外務大臣の答弁を聞いておまして、私の質問に対してその答えを全くそらしているのが残念でたまひません。(拍手)

たとえば、その一例として引きますと、三つの例をあげて、こういうことをアメリカが言っているから日本は償

務だとおっしゃっているのです、私はそれを打ち消したのです。ところが、総理は相変わらず、こういうものが出ておりますという答弁にすぎません。ほかのことはいずれも同じような答弁でございました。

西ドイツの問題につきましては、数字がこまかくなりますので、外務委員会で私はじっくり質問をしたいと思ひますが、ただ、どうしても聞きたいところの、阿波丸の請求権の処理に關する協定とその了解事項というものを国会になぜかけなかったかということ、が、何も答弁してありません。今のお答えによりまして、衆参両院で決議案が通ったからこの協定も有効だと言っております。私が心配したことは、決議案が通れば、協定でも法律でもどんな作れるかどうかということにあるわけでございます。しかも大切なことは、了解事項の中ではつきりとした債務を確認するということを言っております。債務を確認するということをさらに了解しているのです。これは明らかにアメリカに対して、日本の憲法に違反し、国会にかけず、アメリカにだけは債務として確認したではございませんか。(拍手) 了解したということ、さらに債務を確認したことを強めたというようにしてどうお考えになるかを、私は伺いたいののでござい

ます。

外務大臣の答弁も、また総理大臣の答弁を聞いておりましたが、さっぱりはつきりいたしません。まるで落語家の話の種になるような答弁でございまして、私は国民を愚弄することもはなはだしきと思ひます。国民は政府の心得違ひに対して憤慨をして、このことを申し上げて、もう一度御答弁をお願いしたいと思います。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇〕

○国務大臣(池田勇人君) 再度の御質問でございますが、私が債務と心得る申し上げるゆえんは、昭和二十一年にマッカーサー司令官より内閣に出されました覚書によるのであります。はつきり申し上げます。援助物資の支払い条件その他計算については後日これを定めるといふ覚書によるのであります。おわかりになりましたでしょうか。

それから、阿波丸につきましての決議については、先ほど申し上げた通りで、繰り返しますが、昭和二十四年四月両院で可決されました同文の決議により、政府がアメリカ政府と協定を結び、そしてこれを国会に報告したのでございまして、この協定は効力あるものと私は認めます。(拍手)

〔国務大臣小坂善太郎君登壇〕

○国務大臣(小坂善太郎君) 阿波丸に關する問題で総理からお答えになりました以外の部分についてお答えいたしますが、この協定の覚書の中で了解

昭和三十一年二月六日 衆議院會議録第九号

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定の締結について承認を求めるの件
特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定の締結について承認を求めるの件
特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定の締結について承認を求めるの件
特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定の締結について承認を求めるの件

一二二

事項があつて、そこで債務となる性質を持つておるということが双方で了解された、すなわち債務という性質のあることが了解されたのですから、債務と心得る、こういうわけでありませう。

後、タイ側はこれを無償供与であると主張してききました。わが方は、協定第二条の経済協力は投資及びクレジットの形式で資本財及び役務を供給することによって行なわれるのであるから、これは償還を前提とするものであるとの立場に立つて九十六億円を日本から投資ないし融資してタイにおいて経済協力を進めよう方式を基礎として種々折衝を重ねて参りましたが、いずれも実施されるに至らず、第四条に規定されている合同委員会を開くにも開けないような状態でありました。最近に至り、タイ側は、協定の解釈に関する日本側の立場は正しいことを認めざるを得ないが、そもそも、戦時中の日本の債務であつた特別円問題を解決する協定を実施した結果、逆にタイ側が債務者となるような解決方法は、タイの国民感情として納得できないので、何とかこれをもらへるような形で解決してもらいたいと要請して参りました。

地より八年間に分割して九十六億円をタイに支払い、タイ側はこの金をもつて日本の生産物及び日本人の役務の調達に充てるという方式で本件の解決をはかることとした次第であります。

以上が、特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定について御承認を求めるの件についての趣旨の説明でございます。よろしく御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

第一に、総理にお伺いしたいのは、本件協定の審議にあたりまして、総理のとられましたる政治的取り扱いの問題でございます。

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

池田総理は、先般の東南アジア旅行に際しまして、親善旅行であつて、具體的な案件を処理する意図は持つていなかったという態度をとりつくりつておられたようでございます。それにもかかわりませず、総理はタイ国滞在中、独断的措置をもつて従来の協定の一部を廃棄し、そして九十六億円の大金をタイ国に無償で供与するという了解をタイ国政府に与えたことは、御承知の通りであります。これは日本の民意を全然無視した、総理個人の独断的やり口でありまして、わが党といたしましては、断じて容認し得ざるところでございます。(拍手)元来国会の承認をすでに經、批准をも得ました協定の一部が実施せられないままに廃棄せられ、別に新しい協定を締結するといふような事例は、国際政治の上において、かつて類を見ざるところと信ずるのでございます。(拍手)この異例の措置に対しては、政府としましては、従来のようなしなやかで定本的な取り扱いをやめて、調印前に国民の了解を得るという措置に出ることが、政治道義の点からも要請されておるのであります。私は、かくてこそ初めて国民の要望を外交上に反映し、民主主義を確立する上からも望ましいことと信じておる次第でございます。

特別円の支払い協定は、昭和三十年七月外務委員会に付託せられました。が、その当時におきましては、与野党ともに九十六億円を限度とする投資またはクレジットの設定の点に關しましては、ほとんど論議を見なかつたのであります。それと申しますのは、与野党ともに、協定の文字通り無償供与ではないとの当然の立場をとつておつたからでございます。しかるに、調印後久しい間を出でないで、タイ国側に異論を生ずるに至つたのでございます。この間の経緯に關しまして、政府当局は国会における質問に對しまして、當時タイ側の代表でありました外務大臣に歸国を取り急ぐ事情があり、協定自体が拙速であつたことを認めておりまゝです。また、実施細目を取りきめなかつたところに、タイ国側の誤解の原因があつたことを率直に認めていたのでございますが、日本の無条件譲歩のごときとは、今日まで一言もこれを示唆したことがないのでございます。いすれにいたしましても、本件協定のよき結果を招きましたことは、その事情のいかんを問はず、その理由のいかんを問はず、その責任は全部政府にありますことは、一点の疑いはいれないうところでございます。国民は今日まで政府に欺瞞せられてきたと申しまして、決して過言ではございません。(拍手)政府は、この点に對する政治的責任をいかに処理せられんとする意向

でございますか、総理の御所信を伺いたいでございます。総理はビルマの賠償の問題に關連いたしまして、予算委員会において、国民に陳謝するのはまだその時期が早いといふふうな発言をされたやうであります。タイの特別円問題は、これと全然趣を異にいたしまして、われわれの眼前に起つておる現実の問題でございます。総理の責任ある答弁を求めるゆゑんでございす。また、外務大臣は、昨年十二月四日の外務委員会の席上におきまして、戸叶委員の質問に答へられて、原協定、すなわち廃棄せられます協定の第二条の規定が明確を欠いておることを、みずから率直に承認せられておるのでございます。速記録をごらん下さりますれば、はつきりいたします。外務大臣自身がこの条項に不明確な、疑惑の点があることを率直に認めております以上は、外務省内における事務的責任の問題はすでに解決せられたものと私は信じておりますが、もしこれが処理未済でありましたならば、外務大臣としては、政治的責任とあわせて事務的責任をいかに処理せられんとするものであるか、明確に御答弁を願ひたいと思ひます。(拍手)私はなお、寡聞でございますが、本件協定のような事例を承知しておりません。もし、国際政治上にかかるといふものでありますならば、外務大臣よりお教えを願へれば、

はなはだ幸いと存するのでございす。第三点として伺ひたいのは、かに本件協定が承認されることと協定いたしましたも、今後ビルマの賠償問題、日韓会談中の請求権の問題などに波及するおそれがないやいなやという点でございます。ビルマ政府が再検討事項を持ち出して、賠償額の修正を求めておりますことは、諸君のすでに御承知のところでございます。わが党議員は、フィリピンやインドネシアに対する賠償交渉に關連いたしまして、機会あるごとに、ビルマに再検討事項を援用する懸念なきやいなやを政府に質問を續けてきたのでございます。わが党の注意にもかかわらず、歴代の自民党政府は、そのおそれは全然ないとの否定的答弁をもつて終始して参つたのでございす。が、現在の実情は、この自民党歴代内閣の見通しが根本的に全然誤つておつたことを如実に物語つておるのでございます。また、日韓会談中の請求権の問題に關しましては、総理は予算委員会等においていろいろ説明的な答弁をせられておりますが、その類において、すでに大蔵省と外務省との算定に非常な大きな差異があります。また韓国側よりは、八億ドルといふのがございす。膨大な要求を持ち出しておるとの報道も伝わつておるのでございす。要するに、もやもやした空氣はまだ完全

にぬぐい去られておらないのが実情でございます。総理は、日本国民の立場に全然考慮を加へず、大所高所からの抽象的理由をもつて、タイ国の前例のないがごとき無理不尽な要求をそのまゝのみにされたのであります。ひいて、今後、ビルマや韓国との交渉に微妙な影響を及ぼすことは必然だと憂えるものでございす。これらの問題を処理する上において、いかなる御所信を持つておられるか、今日、事前に明白にしたいと存するのでございす。最後に、私のお尋ねしたいのは、賠償その他対外的支払いを必要とする案件に關する政府の見通しでございます。昭和三十四年秋、南ベトナムの賠償問題が審議せられました際、政府は、今後ガリオア・エロア問題の妥結を見ますれば、この種の対外的支払いの問題は一応片がつくといふ態度をとつておつたのでございす。しかし、その舌の根のかわかぬうちに、タイ国との特別円問題の発生を見、またビルマの再検討事項の援用の問題を見、おるのでございす。国民として、どの程度まで政府の言明に信頼を置いてよいか、途方に迷はざるを得ないのが現在の実情だと私は率直に申し上げます。(拍手)政府は、この際、血税を払つて、対外的支払いを負担してゐる国民に對して、従来の不始末、従来の不手ぎわを謙虚に陳謝して、今後

これ以上の負担を絶対にかけないという事を明白に誓約すべきであると思ふが、政府の御意図はいかに、お伺いしたいのでございます。その用意ありやいなや、私は総理大臣並びに外務大臣に明確なる御答弁を求めてやまぬ次第でございます。国民といたしましては、現在とかく批判のありまする国際収支の成り行きに関しまして、もとより大きな関心を持つておることは申すまでもございません。この際、政府といたしましては、国民に新しい負担をかける本件のごときにつきましては、ただ従来の形式的な逃げ口上の答弁でなく、誠意ある具体的な答弁をもつて国民の疑惑を一掃されることが政府の責務であることを私は痛感いたすものであります。私はこの点を特に政府に警告いたしまして、私の質問を終える次第でございます。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇〕

○国務大臣(池田勇人君) お答え申し上げます。

非常に大事な問題でございますので、お願いいたしますが、静かに聞き願ひたいと思います。

特別問題につきましては、森島さん御承知の通り、大東亜戦争中における日本軍の徴発物資の代金でございます。しこうして、三十年にこの協定が成り上りました。いろいろの経過がございます。タイ国からは千三百五十億円を初め要求し、五百四十億円になり、最後に百五十億円になったのでござ

います。しこうして、その百五十億円の払い方につきまして、五十四億円は、金約款等がございましたので、その金約款の分は一ポンド千円のであれで払っております。そうしてその残りの分を合わせて五十四億。しこうして九十六億円につきましてはどうするかという問題は、お話のように九十六億円を投資あるいはクレジットの形式によつて、日本からの資材、役務を供給する。供与とは書いてない。供給する。しこうして、そのやり方につきましては、第四条で、日本とタイ国でそのやり方を協議しようといつておるのであります。

私は昭和三十一年に大蔵大臣になりました。この問題につきましていろいろ要求があり、考えて参りました。当時の状況では、九十六億円につきまして、現金即時払いという要求を出してきております。しかし、われわれは、この第二条の規定によつて、これは無償ではないのだ。有償だということにはタイもはっきり認めております。私にも認めております。そこで……(発言する者あり) お聞き願ひます。認めております。しかしタイの言うのでは、今申し上げましたように十五億円という品物をタイから徴発して——戦争中の十五億円でございます。それを金約款のあったものは今の値段で払い、その他の分を百五十億円で済まして、しかも十五億円供出したのかかわら

ず、五十四億円だけ払つて、あと九十六億円はタイが借金するのだというところは、タイの国民としては、あの協定に、日本のいうことに誤りはない。タイが誤つたけれども、タイの感情がこれを許さないといふことをいっているのであります。(拍手) 皆さん、そこで私は……(発言する者あり) 静かにお願いいたします。そこで私は、四、五年前から九十六億円を有償でやつて——こういう事案もありました。九十六億円を石油精製工場を作つて、そうしてその利益をほとんど積み重ねて十五年、二十年たつたならば、九十六億円をタイにやることになるじゃないか、われわれはあの規定通りに石油精製工場を百億でこしらえて、そうしてその利益を年々タイに十五年ないし十八年、二十年でやつたならば、タイはいよいよないかと言つたら、それじゃタイに工場が設けられて、タイが借金して——借金した格好になりますから、それはたえ切れぬ。そこで私はこう考える。この九十六億円というものを、もし一般の人が考えるように有償だからといつて九十六億円を二十年間タイに貸したらどうでございます。現在価値というものは非常に下がるでせう。(無償でやればいいじゃないかと呼ぶ者あり) いや、そういうわけにいかない。九十六億円を投資またはクレジットの格好でやつて、九十六億円をタイの人にそれが渡るようにするために、長期の、

あるいはごく低利の方でやらなければならぬ。今九十六億円を日本がすぐ出して、長期に何かを投資するとか、あるいは安い利子で貸し金にして、九十六億円を生み出すまで元本をタイに置いておきますか、そういうことは私は考えものだ。そこで私は向こうへ出します前において、九十六億円をどの程度に減額したならば一時払いができるかという点につきまして、いろいろ外務、大蔵、私とで研究いたしましたのであります。(国会の承認を得たか)と呼ぶ者あり) 国会の承認はあとから……

それで、私は、どういふふうにしたらいいか、いろいろ腹に計算を持ちまして会いました。サリットは、日本の言う主張は、第二条正確です、誤りございません、われわれがあやまります、しかし第四条でできません、政府としても第四条で合同委員会を開こうとしてきまらない、いつになつてもきまらない、しかもこれは戦争中のわれわれの債権だ、これをこのままほりつておいて、特別の関係にある日本、タイがお互いに変なことになるということは、両国のためにとりません、何とか一時払いしてくれと、こう言うのであります。私は二日間考えまして、それが日本のために一番いいか。九十六億円を現物出資で工場を置いて、その利益から長いこと払つていくのがいいか、あるいは九十六億円を

直ちに貸してやつて、低利で十五年も二十年もたつてその金を戻してもらふのがいいか、あるいは減額して一ぺんに払うのがいいか、あるいは十億円ずつずつと払つていったのがいいか、それが一番いいかといふことを、私はタイに行く前から、あるいはおる間じゅう、ずっと考えたのであります。そこで私は、サリットともいろいろ二人で話をいたしました。メモで計算をしながら、私は八年間というふうにいたしましたのでございます。しかも八年目に二十六億円としました。そうして初年度は十億円ずつにいたしましたのであります。このことは、日本の対外信用からいいますと、タイとの親善関係、ことにタイは、東南アジアにおきまして、あなた御承知の通り、千人からの在留邦人がおります。そうして貿易は片貿易、日本としては最も関係の深いところであります。こういふ点を考えますと、今度の協定は、タイ国民はもちろん、在留邦人にも、国内に帰りましたも、私はよかつたとおほめをいたしておるくらいでございます。(拍手)

そこで問題は、私はなぜ独断でやつたか、国会の承認をなぜ得なかつたか。私は独断ではございません。関係各大臣と十分打ち合わせいたしております。しこうしてまた、こういう問題を事前に国会に出す必要はございません。事後に出してけつこうなんです。

これは今までもみなずつとやっておるじやございせんか。私はそういう意味でやっておるのであります。もちろんこのことにつきましては責任は、池田内閣が負います。これは当然のことでございます。また、ビルマ賠償あるいは日韓会談につきまして……

〔発言する者多し〕

○副議長(原健三郎君) 静肅に願います。

○國務大臣(池田勇人君)(続) タイ特別円の問題は全然関係はございせん。関係はないのであります。ビルマ賠償あるいは日韓正常化につきまして、ただいまわれわれは熱心に交渉を重ねております。今タイの特別円解決で、国会で議決を願ひまして、これに影響は私はないと確信いたしております。

また、ガリオアその他を払うのにあつて今までの賠償関係はどうか、こういうお話でございます。ビルマ賠償につきましては、ただいま折衝中でありまして、日韓会談におきましての平和条約第四条に基づく請求権につきましても、今交渉中でございます。これが大部分でございます。その他は今御審議願ひタイの問題、また、一部にごく少額の財産権の補償等の交渉はございしますが、これは外務大臣からお話し申し上げてもよろしい。大体このくらいで賠償その他の日本の対外支払いに關

する大きいものは済むと考へております。(拍手)

〔國務大臣小坂善太郎君登壇〕

○國務大臣(小坂善太郎君) ほとんど總理大臣からお答えがございまして、私に對して残つておりますのは、こういうような例があるかどうかということだと思ひます。協定を一回結んでおいて、あとでそれを変えた例があるかどうか、こういうことだと思ひます。実はヴェルサイユ条約でドイツの賠償がきまつたわけでございますが、これはあまりに多額で払えない。そこでドーズ・プランが出て、あるいはまたその次にヤング・プランが出て、これが減額されていった、こういうことがある。要するに、事態とあまりにかけ離れたものがございした場合、これが修正されることもあり得るということと言へると思ひます。(拍手)

〔發言する者あり〕

〔國務大臣小坂善太郎君登壇〕

○國務大臣(小坂善太郎君) 答弁漏れがございまして、お答え申し上げますが、私のこの問題に對する事務的の責任はどうか、こういうお話でございます。私は外務大臣として、外務省に關する限り、政治的並びに事務的の責任は一切私が負つてもおります。(拍手)

○副議長(原健三郎君) これにて質疑は終了いたしました。

行政事件訴訟法案(内閣提出)の趣旨説明

○副議長(原健三郎君) 次に、内閣提出、行政事件訴訟法案の趣旨の説明を求めます。法務大臣植木庚子郎君。

〔國務大臣植木庚子郎君登壇〕

○國務大臣(植木庚子郎君) 行政事件訴訟法案について、その趣旨を説明申し上げます。

御承知の通り、行政事件訴訟は、日本國憲法の施行に伴ひまして、司法裁判所の管轄に属することになりました。と、とりあへず急措置を講じました。ともに、早急の間に所要の規定を設けることとなりまして、昭和二十三年七月、現行の行政事件訴訟特例法が制定、施行されるに至つたのであります。しかし、この特例法は、何分にもそうそうの際に制定されましたので、各般の事項にわたつての検討が必ずしも十分でなかつたためであり、そのために解釈上幾多の疑義を醸しましたのみならず、各種の行政法規との関連につきましても、不統一、多岐にわたつておりました。その結果、運用上幾多の困難な問題に達着し、国民の権利の伸長及び行政の運営に少なからぬ支障を來たしてある次第でございます。

よつて、政府といたしましては、行政事件訴訟に關する法令の全般にわたつて再検討を加へ、従来の疑義、欠陥をできるだけ除去する必要を痛感いたしました。去る昭和三十年三月法務

大臣から法制審議会に本件に關する諮問を發しました。しかるところ、同審議会は、自來慎重審議の後、昨年五月よりやくその改正要綱を答申して参りました。この答申は、現行法令の改正を必要とする諸要請をおおむね十分に満たしておりますので、現在の時点におきましては最も妥當な案と考へられますので、この際、これをすみやかに立法化する必要があると存する次第であります。

次に、この法律案のおもな点を申し上げます。

第一に、現行法と異なりまして、訴訟の種類を類型化し、これに適用される法規を明確にいたしております。すなわち、行政事件訴訟を抗告訴訟、当事者訴訟、民衆訴訟、機關訴訟の四種類に分け、さらに、抗告訴訟の態様といたしましては、処分取り消しの訴え、裁決の取り消しの訴え、無効等確認の訴え、不作爲の違法確認の訴えを例示いたしまして、それぞれについての定義規定を設けますとともに、適用もしくは準用せられる規定の範圍を明らかにしまして、よつても現行法解釈上の疑義を取り除こうといたしております。

第二には、国民の権利救済の面から從來とかくの批判がありました訴訟前置主義を原則として廃止することとしたしております。ただ、訴訟を前置する必要がある行政処分も少なくないこ

とは、これまたいふまでもない点でございますので、そのような行政処分につきましては、個々にそれぞれの特別法で所要の規定を置くことといたしました。

第三に、現行の専屬管轄の制度を廢止いたしますとともに、一般管轄のほかに特別管轄を認めることといたしております。これは管轄裁判所の範圍を広げまして、国民の権利救済の便宜をはかるものとございします。

第四に、訴えの提起があつた場合における行政処分についての執行停止の制度を整備することといたしております。また、現行の執行停止に對する内閣總理大臣の異議の制度につきましては、これによつて国民の権利の救済が不当に阻害されることのないよう、その政治的責任を明らかにしますため規定を設けることといたしました。

第五に、行政処分の取り消しの判決は、公法上の法秩序安定のため、第三者に對しましてもその効力が及ぶことといたしまして、これと関連して、現行の訴訟参加の制度を改め、また第三者保護のために再審の訴えを認めることといたしております。

第六に、行政処分の無効等確認の訴えは、現在の法律關係に關する訴えによつては目的を達することができない場合に限つて許されることを明らかにしますとともに、これに関連して、行政処分の効力等を争点とする私法上の

法律関係に関する民事訴訟につきましても、所要の規定を設けることとしたしております。

右のほか、出訴期間、当事者適格、関連請求の併合、処分取り消しの訴えと裁決の取り消しの訴えとの関係、事情判決その他各般の事項にわたって現行法の規定を改正しあるいは新たに規定を設けることとしたしております。これらもすべて前同様に現行法の欠陥を是正し、また解釈上の疑義を除くための所要の措置であります。

なお、この法律案による改正に伴い、他の多数の法律における訴訟に関する規定を整備する必要があるわけであり、これに関する法律案は本法案とは別途に後刻提出いたす所存であります。

以上が行政事件訴訟法案の趣旨でございます。(拍手)

行政事件訴訟法案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○副議長(原健三郎君) ただいまの趣旨の説明に対して、質疑の通告があります。これを許します。鈴木義男君。

〔鈴木義男君登壇〕
○鈴木義男君 私は、民主社会党を代表して、ただいま趣旨説明のありました行政事件訴訟法案について若干の質問を試みようとするものであります。

わが国の行政救済の制度は、訴訟法という行政裁判法といい、明治二十三

年、官権万能の時代にきわめて限られたものとして制定されて、終戦に至ったのであります。その救済はすこぶる不完全なものであったのであります。新憲法の施行に伴いまして大幅に解放されたのであります。が、匆忙の間に行政事件訴訟特例法として法三章的に規定されましたために、疑義百出、実際の事務処理に困惑していたことは万人の知るところであります。今回久しきにわたる法制審議会の議を経て、訴訟法にかわる行政不服審査法案とともに、行政裁判法にかわるべき行政事件訴訟法案が提案されました。ここに御説明を聞いたわけであり、また、行政救済制度の一步前進として慶賀すべきことというにはばからないものであります。その根本の趣旨において、われわれは賛意を表するにやぶさかなるものではないのであります。しかし、これを通読いたしましたし、いろいろ観察いたしますれば、なおいろいろの疑問が起こつて参るのであります。しかし、立法技術上の問題については、本会議においてお尋ねをするのは適當でないと思ひます。がゆえに、限られた時間の関係もあり、そのうち、そういう問題はすべて委員会に譲りまして、ここでは基本的な構想についてだけ、二、三の点を質問いたしておきたいと存するのであります。

まず第一に、この法案は、立法の体裁としてはなかなかよくできております。しかし、大切なことは、行政の客体的な国民が、どの程度これを活用するかという点であります。終戦後、わが国もよほど民主化されつつあるのであります。が、まだまだ官権万能でありまして、行政権を相手として争うというところは容易ならぬことだという感想があるものであります。これ、行政事件が統計上、もともと多かるべくして案外に少ない理由であります。一例を税に關する異議の申し立て、行政訴訟にとつてみますと、寥々たる星であります。アメリカ人などは、納税の義務に目ざめていることは、わが国民の比ではないのであります。が、しかし、納めるべき税額と納めることを必要としない税額の区別については、実ははっきりしておる。従つて、税に關する再審査の請求や行政訴訟の件数は多いのであります。これを専門とする弁護士や裁判官があるくらいであります。しかるに、わが国では、税の収納については収税官吏は表見上、税法によるような顔をしておりますが、大体割当というものがあつて、見込額というものがあつて、幾ら取るというのをきめてかかつておる。納税者の説明を聞いて直すというのをきめないものであります。はなはだしきは、人民というものはそれを言うものだときめてかかつておるのであります。中にはそれを言う者もありましよう。しかし、みながみな、それを

言うものではないのであります。しかるに、一応この人民の抗弁を聞くような顔をして、聞いてだけはおるのであります。が、さては、わかつてくれたかと喜んでおると、結局出発点に戻つて見込み通りにやつてしまふのであります。腹の中は煮えくり返るようであるが、訴えなどを起すと後難がおそろしい、泣く子と地頭には勝たれぬというこで服従してしまふのであります。収税官吏はその結果だけを見て、それ見ろ、おれの目に狂いはあるものかというのであります。

かくて悪循環は絶えないのであります。そこで、この後難をおそれるといふ心理を払拭することが大切であります。この点に対して、政府はこの法案を出す際に、一つ総理が全國民に向かつて言明をいたさなければならぬのであります。この用意があるかということ、まずお伺いをいたしたいのであります。

行政事件においては、当然訴うべくして訴えないのは、この後難をおそれるといふ心理のほかに、民事事件などとは違ひまして、金額に見積りもあつて、係争金額が割合に少ないものが多し。あるいは金に見積りもあつて、さきよしとしないのであります。それ

が当事者の貧乏と相待つて、ついに権利の上に泣き寝入りをしてしまふといふことになるのであります。それでは、この法治、法によつて治めるといふ法治というものが、いつまでたつても成長しないわけでありまう。

かの刑事事件にありましては、貧しいために自己の権利を擁護することができないよりではかわいそうだけれど、こので、国選弁護の制度が設けられておるのであります。行政事件にありましては、一そう強い意味において、貧しいために正当な権利を主張することができないようなことがあつてはならないわけでありまう。また、自己の利益のためでなく公益のために訴えを起す、たとえば民衆訴訟のようなものがありましては、時間と金がかさうかかるのでは、だれでもしり込みをしてしまふわけでありまして、正義は少しも行なわれぬといふことになるのであります。こういう弊害をなくするために、刑事事件における国選制度のようなものを設ける必要があると思ひます。政府はこの問題についてお考えになったことがあるかということをお伺ひたいのであります。

われわれは、かの民事訴訟における生活困窮者の法律扶助というより、なまぬるいものを考えておるのでないものであります。そのことはお断わりをいたしておきます。終戦後、新憲法のもとにおいて、あらゆる行政処分や裁決が行政訴訟の目的となつたにもかかわらず、ドイツやアメリカ等に比

して行政事件の件数が著しく少ないのは、こういうところに原因があるのではないかと考えられるのであります。深く検討すべき点であります。フランスにおいて、婦人郵便配達人——フランスでは大体郵便配達は婦人でありますが、人間にかみつくおそれのある猛犬を飼っている家へ、郵便を玄関まで持っていくことができない。そこで猛犬を鎖につないでおかない家は、郵便物を遠く門のさくところに置いていってよろしいという新判例を得るために、一人の婦人配達人が勇敢に戦ったのであります。労働組合が援助したのかどうか知りませんが、これでこそほんとうに権利のために戦うものと申すことができるのであります。

次に、行政事件にありまして最も大切なものは、いわゆる裁量処分の問題であります。裁量処分に対しては行政訴訟を許さずという原則が原則であります。しかし、何が裁量処分であり、何が裁量処分であるかということとはさうぶる困難な問題であります。学説も多岐に分かれております。裁量の名のもとに、行政官僚の恣意、独断が許されては、国民の権利は少しも保障されないものであります。裁量といつても、多くは条理に従い先例に準じて行なわれるものであります。客観的批判を許さないものは少ないのであります。いわば程度の差であります。最も多く、裁量の名のみにいわれる政治

的解決がなされるのであります。弊害のおそれるべきものがあります。ゆえに裁量処分の範囲はできるだけこれを縮小することが必要であります。そして、できるだけ多く裁判所の公正な判断にゆだねることにしなければなりません。それには、法案はわずかに三十条一カ条だけに、しかも裁量の範囲をこえまたは乱用があつた場合に、判断をすることができるといふふうにするにたつておるのであります。これが、これに十分ではないか、もつと慎重に、広範にこの問題を取り扱ふべきではないかと思ふのであります。政府の御所見はいかんとお尋ねいたします。

また、第二十七条に総理大臣の異議が規定されておりますが、総理大臣の異議はこの裁判の進行を阻止する力を持つてゐるのでありますから、事はさうぶる重大でございます。従つて、これが乱用された場合の責任について、もつと明確に規定する必要があるのではないかと存するのであります。国会に報告のしつばなしということでは足りないかと存するのであります。この点についての御所見を伺いたないのであります。

第四に、そして最後にお尋ねをいたしておきたいのは、行政事件に陪審制度に似たものを採用する必要があるかということでありま。つまり民間の知識を導入する必要があるかということ

とであります。刑事事件においては、陪審を用いなくても、非常な誤りを犯すことは少ない。民事事件は、事実関係は裁判官の良識で十分認識でき、法上の疑問は参考書なり同僚、先輩に教を請ふことによつて解決することができるのであります。しかし、もつとも行政行為といふものは、行政官一般の上に行なわれるものであります。それぞれ専門的性格を帯びるものであります。行政官はそれで飯を食べているのでありますから、その主張や抗弁はさうぶる巧妙である。国民や弁士は歯が立たぬといふことがよくあるのであります。だんだん行政事件専門の裁判官といふものも現われてくると思ひますが、いかに勉強しても、行政の領域は無限に広い。また、日に日に新しい領域が加わつてくるのでありますから、そのすべてに精通するわけにはいかない。そこで、知識と経験とを補充する者の存在が必要になつてくると存するのであります。また、行政庁を構成する国家または地方公務員は、民事事件の当事者と違い、勝ちさえすればよいというものではない。行政の客体たる人民の立場も尊重して、できるだけ円満に解決してやるべき使命があるのであります。そのためには、争いを終局まで持つていかず、和解、調停等で解決するのが妥当である場合があり、ときとしては負けてやることも妥協なこととさへあるのであります。

す。しかし、処分行政庁の代理として出てくる官吏は、あたかもこの民事事件の私的利益の代理人のような態度をとりまして、何でも負けてはならぬい、あらゆる手段を尽くして人民の要求を屈服することに努力する傾向があるのであります。職業的裁判官も、その方面の知識経験の欠除から適当にリードすることができない。そういう関係からしまして、行政救済の制度が一向救済の使命を果たさないのが実情であります。かの西ドイツの行政裁判制度には、御承知のように、職業的裁判官のほかに、民間のそれぞれの行政に知識と経験のある名譽裁判官といふものを設けておるのであります。一定のリストに登録しておいて、事件の種類、内容によつて、それぞれ適任者を陪審員に任用する。そして、公正妥当な結論を出すことに協力させるのであります。裁判の民主化という見地からも、これはきわめて有意義なこととあります。

今回、政府は、行政不服審査法案とともに、行政事件訴訟法案を提案されて、行政救済のために一時期を画する整備をされようとしておられるのであります。民間のベテランをこの制度に参画させようとする御意図はなないのであるまいか、所見を承つておきたいと存する次第であります。お尋ねをいたしたことはたくさんありますけれども、ここでは以上四

についてだけお尋ねをいたす次第であります。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇〕
○国務大臣池田勇人君 答へ申し上げます。

今回の行政事件訴訟法を提案いたしましたゆえんのは、国民の権利救済の伸長をはかるためでございます。また、お話のうちに税務に對します訴訟が少なく、いろいろお言葉でございましたが、全国におきます税務行政は、戦前とは違ひまして、税務機構内に別の苦情処理機関を設けまして、機構内で他の人が審査請求に応じてやることになつてゐるのであります。戦前よりもよほど變つて参りました。私は、これによりまして国民の租税に對する権利が相当守られておると確信いたしております。

なお、総理大臣の異議申し立ての問題、すなわちインジャンクションの問題につきましては、いろいろ議論がございまして、私は今の実情から申しまして、公共福祉に重大な影響があるとき、具体的にこれを示して、そして総理大臣がやむを得ないという条件のもとに、ある程度の異議の申し立ては現状ではいたし方ないと考えております。従ひまして、そういうことの乱用を防ぐために、事後におきまして国会にこれを報告する、こういうことでやつていくのが実情に合つたことと思ひます。

昭和三十一年二月六日 衆議院會議録第九号 朗読を省略した議長の報告

なお、裁判官につきましては、この行政事件につきましても、専門的な知識の裁判官を要するから、この問題を任命することの制度を設けたらどうか、こういうお話でございますが、なかなかむずかしい問題でございますので、今後臨時司法制度調査会等にも諮問いたしまして、十分検討を進めていきたいと思っております。

その他につきましては、法務大臣よりお答えいたします。

〔国務大臣植木庚子郎君登壇〕

○国務大臣(植木庚子郎君) ただいまの御質問に對しましては、総理がお答えになりましたことのうち、一、二を補足させていただきます。

税の事件につきましては、ただいま総理も仰せの通りでございますが、最近の状況は、最近聞いておりますと、訴訟事件になりますものは年に二百件余と聞いております。しかし、この二百件余の件数というものは、従来、すなわち戦前等に比べますと、はるかに件数としては多くなつておるといふ実情であるといふことを税務当局から承りました。従いまして、大体においては国税、地方税それぞれその税法の範囲内におきまして救済の措置がおりますが、さらに訴訟に至るものも近年は従前に比べれば非常にふえて、救済を求め、かつこれによつてその目的を達しておるといふことが言えるかと存じます。

それから、裁量処分の問題でございます。裁量処分の問題につきましては、なるほど三十一一条一カ条しかございませんけれども、これはどちらかと

申し上げますと、当該実体法規の裁量範囲が適切かどうかという問題がむしろ先になる問題でございます。この手続法といたしましては、裁量権をこえて裁量をした場合、行政処分をした場合、あるいは裁量権を乱用したような場合、かような場合に適當な措置を講じるようにしてあれば、これでまずもつて目的を達するのではないかと、かように考えておる次第でございます。

なお、最後に、行政訴訟に關連しまして、いわゆる名譽職裁判官——陪審員のような制度のもの、これを考えたかどうかというお話でございますが、これは今日まで審議の途上においても若干研究の対象にはいたしたところでございます。しかし、結論といたしましては、現在は、おおむねの場合、これが裁判所等におきましては、必要に応じて特別の部を設けて、そしてこれでもつてその裁判を扱う、あるいは特別の調査官をこれに當てまして、もつてその目的を達しておるといふようなことで、まずもつて現在の段階においては、これで足りるのではなからうかといふので、原案ではこの制度を取り入れておりません。しかしながら、非常に研究を要するよい問題と考へまして、今後ともなお検討して参りたいと存じます。(拍手)

○副議長(原健三郎君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(原健三郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後五時二十三分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣	池田 勇人君
法務大臣	植木庚子郎君
外務大臣	小坂 善太郎君
大蔵大臣	水田三喜男君
農林大臣	河野 一郎君
通商産業大臣	佐藤 榮作君
建設大臣	中村 梅吉君
自治大臣	安井 謙君
国務大臣	藤山愛一郎君
出席政府委員	
法制局長官	林 修三君
法制局第一部長	山内 一夫君
経済企画庁長	曾田 忠君
合衆局局長	濱本 一夫君
法務省訟務局長	中川 融君
外務省条約局長	中川 融君

朗読を省略した議長の報告

(要求書受領)

一、去る二日、内閣から、臨時行政調査会委員に安西正夫君、今井一男君、太田 兼君、佐藤喜一郎君、高橋雄介君、花井忠君及び蟻山政道君を任命したので、臨時行政調査会設置法第五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(議決通知)

一、去る二日、本院は臨時行政調査会委員に安西正夫君、今井一男君、太田 兼君、佐藤喜一郎君、高橋雄介君、花井忠君及び蟻山政道君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(政府委員承認)

一、昨五日、清瀬議長は、池田内閣総理大臣申出の、次の者を第四十回国会政府委員に任命することを承認した。

会政府委員に任命することを承認した。

防衛庁教育局長	小幡 久男
外務省アジア局賠償部長	小田部 謙一
大蔵大臣官房財務調査官	松井 直行
通商産業省企業局次長	伊藤 三郎
運輸省鉄道監督局高等海難審判官	高橋 末吉
自治大臣官房参事官	大村 襄治

(政府委員発令通知受領)

一、昨五日、池田内閣総理大臣から清瀬議長宛、昨五日議長において承認した小幡久男および増田一衛を同日第四十回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(常任委員辞任)

一、去る二日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員	西村 榮一君
社会労働委員	井堀 繁男君
吉村 吉雄君	佐々木良作君
矢尾喜三郎君	松原喜之次君
増田甲子七君	竹内 俊吉君
矢尾喜三郎君	吉村 吉雄君
八百板 正君	八百板 正君
通信委員	松原喜之次君
竹内 俊吉君	八百板 正君
増田甲子七君	松原喜之次君
予算委員	井村 重雄君
井村 重雄君	藤井 勝志君
佐々木良作君	春日 一幸君
玉置 一徳君	中村三之丞君
決算委員	

議院運営委員

佐々木良作君 井堀 繁男君

一、去る三日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

法務委員	今松 治郎君
岸本 義廣君	勝岡田清一君
外務委員	倉成 正君
農林水産委員	今松 治郎君
予算委員	今松 治郎君
稲葉 修君	山口 好一君
正示啓次郎君	山口 文太郎君
高田 富之君	伊藤宗一郎君
井村 重雄君	中村 高一君
岸本 義廣君	
懲罰委員	
一、昨五日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。	
法務委員	山本 猛夫君
岸本 義廣君	中曾根康弘君
文教委員	松山千恵子君
農林水産委員	玉置 一徳君
予算委員	西村 榮一君
倉石 忠雄君	中曾根康弘君
山本 猛夫君	西村 榮一君
岸本 義廣君	正示啓次郎君
田澤 吉郎君	玉置 一徳君
決算委員	辻原 弘市君
森本 靖君	

一、去る二日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

大蔵委員	春日 一幸君
社会労働委員	佐々木良作君
矢尾喜三郎君	井堀 繁男君
吉村 吉雄君	

運輸委員

竹内 俊吉君 八百板 正君
吉村 吉雄君 増田甲子七君
松原喜之次君 矢尾喜三郎君
通信委員

増田甲子七君 松原喜之次君
竹内 俊吉君 八百板 正君
予算委員

田中伊三次君 中村三之丞君
王置 一徳君 西村 榮一君
佐々木良作君 藤井 勝志君
決算委員

議院運営委員 井堀 繁男君 佐々木良作君
一、去る三日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員 今松 治郎君 岸本 義廣君
外務委員 山口丈太郎君
農林水産委員 稲葉 修君
予算委員

倉成 正君 岸本 義廣君
井村 重雄君 伊藤宗一郎君
中村 高一君 勝岡田清一君
倉石 忠雄君 山口 好一君
今松 治郎君 高田 富之君
懲罰委員

一、昨五日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員 山本 猛夫君 岸本 義廣君
文教委員 中曾根康弘君 松山千恵子君
農林水産委員 西村 榮一君 玉置 一徳君
予算委員

正井啓次郎君 田澤 吉郎君
岸本 義廣君 王置 一徳君

山本 猛夫君 中村 幸八君

中曾根康弘君 西村 榮一君
決算委員 辻原 弘市君 森本 靖君
(条約提出)

一、昨五日内閣から提出した条約は次の通りである。

日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

特別四問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

(議案提出)

一、去る二日議員から提出した議案は次の通りである。

土地改良区の財政の再建に関する特別措置法案(石田有全君外十四名提出)

一、去る三日内閣から提出した議案は次の通りである。

新産業都市建設促進法案
日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

一、昨五日内閣から提出した議案は次の通りである。

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案
行政不服審査法案
日本原子力研究所法の一部を改正する法律案
科学技術庁設置法の一部を改正する法律案
財政法の一部を改正する法律案
船員保険法の一部を改正する法律案

(議案受領)

一、去る三日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

労働組合法の一部を改正する法律案
労働基準法の一部を改正する法律案

一、昨五日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案
小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案

百貨店法の一部を改正する法律案
一、昨五日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

外国為替銀行法の一部を改正する法律案
公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る三日委員会に付託された議案は次の通りである。

南九州防犯警察振興法案(川村義君外二名提出、衆法第二号)
南九州防犯警察振興法案(川村義君外二名提出、衆法第三号)
南九州防犯警察振興法案(川村義君外二名提出、衆法第四号)

以上二件 農林水産委員会 付託
有明海開港促進法案(井手以誠君外二名提出、衆法第四号)

商工委員会 付託
日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(内閣提出第五十六号)

運輸委員会 付託
一、去る三日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

労働組合法の一部を改正する法律案

(村尾重雄君外二名提出、参法第一号)(予)

労働基準法の一部を改正する法律案(村尾重雄君外二名提出、参法第二号)(予)

以上二件 社会労働委員会 付託
一、昨五日委員会に付託された議案は次の通りである。

行政不服審査法案(内閣提出第五十八号)

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六十号)

以上二件 内閣委員会 付託
法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五十二号)

大蔵委員会 付託
船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第六四号)

社会労働委員会 付託
土地改良区の財政の再建に関する特別措置法案(石田有全君外十四名提出、衆法第五号)

農林水産委員会 付託
阪神高速道路公団法案(内閣提出第五四号)

建設委員会 付託
日本原子力研究所法の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)

科学技術振興特別委員会 付託
一、昨五日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(永末英一君外二名提出、参法第三号)(予)

小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案

(永末英一君外二名提出、参法第一号)(予)

百貨店法の一部を改正する法律案(永末英一君外二名提出、参法第五号)(予)

以上三件 商工委員会 付託
一、昨五日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

銃砲刀剣類所持取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第四二二号)(予)

地方行政委員会 付託
外国為替銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第六一五号)(予)

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第六二二号)(予)

以上三件 大蔵委員会 付託
(議案送付)

一、去る二日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

昭和三十六年度米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案
昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び七月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

昭和三十六年六月及び七月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

昭和三十七年二月六日 衆議院会議録第九号 朗読を省略した議長長の報告

一二九

昭和三十一年二月六日 衆議院會議録第九号 朗読を省略した議長の報告

昭和三十一年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和三十一年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北東地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る三日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
南九州防犯農業振興法案（川村維義君外二十一名提出）
南九州防犯農業振興法案（川村維義君外二十一名提出）
南九州防犯農業振興法案（川村維義君外二十一名提出）
有明海開闢促進法案（井手以誠君外二十一名提出）

一、昨五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
土地改良区の財政の再建に関する特別措置法案（石田有全君外十四名提出）

（答弁書受領）

一、去る二日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員小松幹君提出大分県杵築市内三社のタクシー営業を免許申請却下に關する質問に對する答弁書

右の質問主意書を提出する。

昭和三十一年一月二十五日

提出者 小松 幹

衆議院議長清瀬一郎殿
大分県杵築市内三社のタクシー営業免許申請却下に關する質問主意書

一 大分県杵築市は、人口三万の地方小都市ながら近郷一帯の經濟の中心地であり、營業用タクシーの需要は日増しに増加している実情である。

現在、杵築・国東合同タクシー会社一社の独占經營にて市民は足の不足を痛感し、他營業タクシーの設立を望んでいる状態である。

二 昨三十一年四月杵築市内堀内敷史他が杵築タクシー会社の設立をし、タクシー營業免許の申請を福岡陸運局にした後、引き続きして他二社の免許申請が提出された。

三 し、本年一月これらは皆却下の通知を得た。

このタクシー營業免許申請却下の事実の上に立つて左の質問をする。

1 杵築市内のタクシー營業を一社のみの独占にまかせるべきか、いかに。
2 世論に公表される却下の事由を明示されたい。
3 申請以来九月を経過した事由。

4 許可制と認可制の相違を、事實をもつて説明されたい。
5 今後の処置いかに。
右質問する。

昭和三十一年二月二日

内閣総理大臣 池田 勇人

衆議院議長清瀬一郎殿
衆議院議員小松幹君提出大分県杵築市内三社のタクシー營業免許申請却下に關する質問に對し、別紙答弁を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員小松幹君提出大分県杵築市内三社のタクシー營業免許申請却下に關する質問に對する答弁書

一 大分県杵築市内のタクシー事業についても、従来より事業經營の免許を一事業者のみに限るといふ方針をとつてゐるわけではなく、道路運送法第六條に規定する免許基準に適合する申請であれば、免許するものである。

二 杵築タクシー（発起人代表堀内数男）杵築第一タクシー（発起人代表衛藤寛一）及び岩田清の免許申請は、申請内容のうち自動車庫の確保等事業計画について適切を欠いてゐるため、道路運送法第六條の基準に適合しないものとして却下したものである。

三 タクシー事業の免許申請を受理した場合、申請内容が道路運送法第六條に規定する免許基準に適合しているか否かについて慎重に審査するため、書面審査のみにとどまらず関係者の聴聞、関係庁への照会、申請事業施設等についての現地調査などを行なうので、結論を得るまでには相當の期間が必要である。その上前記三申請の審査にあつた福岡陸運局では、

申請を受けつけた当時福岡市内のタクシー増車のため申請を三〇〇件以上も一時に受理しており、これと並行して事務処理を行なつたため、杵築市内の申請処理にあつて七箇月ないし九箇月の期間を要したものである。

四 道路運送法に例をとれば、自動車運送事業の休止又は廃止、自家用自動車の共同使用若しくは有償貸渡し等に係る行政処分については許可制をとり、自動車運送事業の事業計画の変更、運賃料金の設定、変更、自動車運送事業の譲渡、譲受又は合併等に係る行政処分については認可制をとり、自動車運送事業又は自動車道事業の經營等に係る行政処分については免許制をとつてゐる。

五 杵築市内のタクシー事業については、今後とも具體的申請があればこれについて道路運送法第六條に規定する免許基準に適合するか否かを慎重に審査し、免許の可否を決定する所存である。

右答弁する。

衆議院會議録第八号中正誤

正 誤 正
第五号 誤 正
一 正誤中 誤 正
二 誤 正

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
（但し良質紙は二十円）
（配送料別）

発行所 東京郵政局市谷本町一五
大藏省印刷局
電話九段四三三 電報官報局